

平成22年3月9日(火曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会 委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課 財務室長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課 都市整備室長
山田敏彦	花・緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	小畑倉一	水道事業所 所長補佐
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第4号 第1回定例会
平成22年3月9日(火曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 一般質問
" 2 議第36号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加される議案は、議第36号1件であります。

追加議案の取り扱いについては、本日の一般質問終了後に議第36号を上程し、提案理由の説明を受けた後、質疑を行い委員会付託としてまいります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

高橋勝文議長 日程第1、3月5日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年3月9日(火)

(第1回定例会)

	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	行政改革指針とアクションプランについて	行財政改革に対する市長の基本的な考え方について 市民参画と協働のまちづくりについて 簡素効率的な財政運営について 市立病院の経営方針について	15番 佐藤 暘子	市長
10	入札制度の改革について	公共工事の減少や経営の厳しさに配慮した格付評点算定基準の見直しについて	11番 松田 孝	市長
11	農業の振興について	「環境への取り組みや地域貢献」を加味する総合評価方式の導入について 農政の目玉とする「戸別所得補償モデル対策」と「水田利活用自給力向上事業」への取り組みについて		市長
12	安心のまちづくりについて	ことしの秋に本格デビューする水稻新品種「つや姫」の支援体制について 予備消防団の組織化について		市長
13	健康さがえ21について	計画目標に対する達成度と評価について 平成23年度からの新たな計画の取り組みについて	17番 那須 稔	市長
14	がん対策への取り組みについて	健康都市宣言について 健康の日の制定について がんの予防に対する取り組みについて がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについて		市長

	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
15	乳幼児の健康について	がんの知識の普及と情報の共有のため のがん手帳の導入について 子宮頸がんワクチンに対する公費助成 について ヒブワクチン接種への公費助成について		市 長
16	市政全般について	市民が利用しやすい施策の実現について (イ)制度の公平な運用や改善を図る ために要綱の常時公開 市民要求の受け付けのあり方について	16番 川 越 孝 男	市 長
17	機構改革について	市議会担当が総務課から新設される財政 課に移すねらいについて		市 長
18	中期財政計画について	策定される時期 歳出が想定される主な事業		市 長
19	平和問題について	平和市長会議への参加の意向について		市 長

佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号9番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、通告してある内容について市長の見解を伺ってまいりますので、よろしくお願いたします。

通告番号9番、行財政改革指針とアクションプランについてお伺いたします。

初めに、行財政改革に対する市長の基本的な考え方について伺います。

寒河江市は、昭和60年度以来3度にわたり行財政改革に取り組んできました。現在の大綱は平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間としたもので、今年度が最終年度となるものです。これまで進めてきた行財政改革により、目標以上の財政効果があったとされていますが、依然として厳しい状況乗り越えるためには寒河江市としてのさらなる行財政改革が必要としています。

新たな行財政改革を進める指針となる「寒河江市行財政改革指針」が2月19日の市議会全員協議会に示されました。この指針は、公募による委員2名を含む10名の行財政改革推進委員により審議されまとめられたものですが、1、策定の背景、2、行財政改革指針の基本的な考え方、3、行財政改革の目標の三つの柱により構成されています。行財政改革指針の基本的な考え方について私なりに要約すれば、行財政が厳しい状況の中でも市民が安心して豊かに暮らせるためには、簡素で効率的な行政運営と健全な財政基盤を確立する必要がある。そのために行財政改革を進めていくと述べているものと思います。

もっともな意見と思いますが、改革という言葉の意味は改めるという意味であり、無駄なものをなくし足りないものは補い、改めるべきところは大胆に改めるというのが本来の意味ではないかと思えます。

最上川緑地の多目的水面広場について、共産党市議団は建設計画が示された当初から、目的や用途がはっきりせず巨額の建設費を要するこの事業に対しては、後年度の維持管理費も含めて市の財政を圧迫する心配があると反対をしてきました。この事業のことを知った市民からは「そんな施設は必要ない、無駄遣いだ、そんな金があるのならば市民の生活に回してほしい」といった声が数多く出されています。

市長はそのことも考慮され、昨年は多目的水面広場の工事は一時中止し、地域住民の要望の強かった緑地広場を整備しました。しかし、新年度予算には、進入路、取水の工事費として1億円が計上されています。

後年度にわたり維持管理費が財政を圧迫することが懸念されるこの事業に対しては、大胆に見直しをすることも行財政改革として必要ではないかと考えます。この際、工事を一時中止し、使用目的の変更なども含めて、市民の多様な意見を聞いてみる必要があると思えますが、市長の考えをお伺いたします。

次に、市民参加と協働のまちづくりについて伺います。

今回示された行財政改革指針には市民参加によるまちづくりが強調されています。これまでのま

ちづくりは、事業でも計画でも行政が計画立案し形ばかりの審議会で審議することはあっても、ほとんどが行政の判断で行われてきました。寒河江市がこれまで市民参加、市民意欲の高揚として誇りにしてきた事業には、グラウンドワークによる公園づくり、フラワーロードの花の植栽や、花咲かフェアでの花壇づくり、各種イベントなどがありますが、これらの事業やイベントなどが本当に市民の意欲の高揚と自発的な参加によって行われてきたかといえそうでない部分もあります。例えば、街路樹の下の花の植栽と手入れなどは、町内会に任されていますが、高齢化に伴い、毎日の花の水かけが大変になってきた、さまざまなことが町内会に押しつけられるといった不満の声が出ていることも確かです。市民が自発的に市政に参加し、自分たちの住む町を自分たちの手でつくっていくことは、今後ますます求められることですが、行政の経費を節減するといった発想や、受け手の方が行政の下請と思うようなやり方では、市民が生き生きとやりがいを持って参加することにはならないと思います。

行政は、市民に対し自分たちの住む町が現在どのような状況なのか、市の抱えている借金やその返済計画なども含めてわかりやすく情報を提供し、寒河江市が進めようとしている事業や計画などについても説明し、市民の意見や知恵をかりることが必要だと思えます。

指針の中には市民のニーズを的確に把握し、それを行政に反映させることが重要であることを書いています。寒河江市では市報や市のホームページなどでの情報発信に努力していますが、市民からの意見や要望などを取り込む手段が不足しているのではないかと思います。市長は就任以来44回もの地域座談会を開催され、市民とひざを交えて懇談し、さまざまな意見や要望を聴取されたということで、大変な努力をされていることに敬意を表します。それとともに、そういった座談会などに参加できない人、したくない人たちの声も酌み取る必要があると思います。寒河江市では各種審議会に公募の委員も募り審議されていますが、会議のテーマや結果だけでなく、審議会で交わされた意見なども公開し、市民と問題を共有できるようにする。また、テーマを設けてそのことに対する市民の意見を書き込んでもらうなどの方法をとるべきと思いますが、そのことに対する市長の考えをお伺いいたします。

また、市民の多様な意見を集約する方法として、ワークショップの手法を取り入れている自治体がありますが、ワークショップについて市長はどのように考えられるか伺います。

次に、簡素効率的な財政運営について伺います。

健全財政を確立していくためには、自己財源を確保するとともに無駄を省き効率的な財政運営をすることはいつの時代も求められることです。事務事業に関してはOA機器の発達とともにその様相は顕著になってきました。改革指針の中にも組織や事務事業の見直し、民間委託や情報化の推進などの取り組みにより、定員の適正化に努め、おおむね5%の削減を目指すとしています。一般職、技能労務職、医療職を含めた平成21年の職員数は468名となっていますが、平成26年の職員数では23名減の445名となっています。この数字は、退職者の不補充ということなのか、また、職員の採用についてはどのように考えているのか伺います。

また、役付職員の構成比の平準化ということも載っていますが、先日の全員協議会で配られた組織の見直し説明書によれば、これまでの6課5室が再編成されて7課7室になります。平成21年度の管理職は課長18名、室長6名、主幹13名となっていますが、課、室ともにふえる中で役付職員の平準化とはどのようになっていくのかお聞きします。

次に、市立病院の経営方針について伺います。

寒河江市立病院は多くの自治体病院がそうであるように、大変厳しい経営状況であることはだれもが御存じのとおりです。経営悪化の原因は、医師不足に加え小泉内閣による三位一体改革によって地方交付税の大幅削減や、医療費抑制による診療報酬の連続引き下げなどが大きな要因になっています。懸命の努力にもかかわらず、病院の経営は好転せず、患者の減少、診療報酬のさらなるマイナス改定により、平成18年度の累積欠損金は4億6,700万円となりました。平成19年度には寒河江市独自の「市立病院経営改革プラン」を策定し、経営健全化に向けた努力をしてきましたが、平成19年12月、総務省は全国の公立病院の経営環境や医療提供体制が極めて厳しい状況にあることから、抜本的な改革が必要として「公立病院改革プラン」を平成20年度中に策定することを全国の公立病院に義務づけました。そのことを受けて、寒河江市では平成21年3月に「寒河江市病院改革プラン」を策定しています。この改革プランの計画期間は平成21年度から平成23年度までとなっております。国が示したガイドラインに沿った改革プランがつくられています。

国が求めている改革とは、1、確実な経営の効率化を図ること、2、2次医療圏内でのネットワーク、再編を図ること、3、経営形態の見直しとなっており、公立病院としての役割を果たしつつ企業感覚による病院経営をするよう、経営形態を見直しをするよう求めています。その選択肢として、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度導入、地方独立行政法人化、民間委託、民間移譲の四つが上げられています。「寒河江市立病院改革プラン」では、経営改善を図るための数値目標や目標達成のための具体的な取り組みを上げ、経営形態についてはこれまで市立病院がとってきた公営企業法の一部適用という形態をとっていくと結論づけています。

その理由として、公営企業法の全部適用に移行したとしても給与規定や職員の採用なども市長の権限で行われており、一部適用と本質的には変わりがないこと、公営企業法では常に企業感覚での経営が求められるが、公立病院は国保直診施設としての性格上、権限と責任が一致することが重要であり、国保直診施設は全国的に地方公営企業法の一部適用が圧倒的に多いこと、自治体病院ということから、経営責任者の市長と実質的な病院運営者である院長が一体的に経営に当たることで十分対応が可能であると述べています。

しかし、今回示された改革指針では地方公営企業法の全部適用を含めた経営改善を進めていくとあります。全部適用にすることで、これまでとどのような違いがあり、どのような改善が図られるのか、また、給食調理業務の民間委託などの検討も含まれるのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤暘子議員からは行革指針に関連して何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますというふうに思います。

初めに、最上川緑地に関する御質問でありますけれども、最上川寒河江緑地につきましては、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、そして水と緑の触れ合いの場として整備をしていくこと、さらにはカヌー競技の中学校・高校生ジュニアクラスの全国大会や東北大会並びに県内の国体予選などを誘致をして、宿泊や観光面での交流人口の拡大を図りながら本市の経済の活性化を図るものとして、平成14年度から事業を実施してきたわけであります。

今年度は、御案内のとおり市民の地域の皆さんの要望でもあります緑地広場の整備を実施しているところであります。多目的水面広場につきましても、構造的にはほぼ完成を見ているわけでありまして、供用のための必要な取水口、電機設備、ポンプなどの取水関連の設備、整備を残すのみというふうになっているわけでありまして、新年度必要な予算措置を講じたところであります。

現在、県のカヌー協会などの競技団体や中学・高校のカヌー競技指導者などの御意見を順次お伺いしているところでありますけれども、早期完成の期待が大きいというふうに私ども感じているところであります。

御質問は、水面広場の整備を一時中止をして市民の多様な声をお聞きすべきではないかというような御質問でございます。多くの市民の皆さんの声をお聞きしていくということは当然必要であります。公園の利活用や運営などについては、引き続き関係団体、それから市民の皆さんとお話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

新年度予算に盛り込んだ園路さらには安全施設の整備は、緑地広場の供用のためにも必要な施設であります。これまでの事業の進捗状況などを総合的、合理的に判断しますと、スポーツ団体や市民の皆さんの声をお聞きしながら、多くの方々に有効に利活用していただけるよう整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、この事業については国の都市公園事業補助金、そして国からの補助事業に伴う公園整備事業債、起債ですね、を活用しながら推進してきたのは御案内のとおりでございます。仮に、本事業を中止した場合には、補助金の返還、起債の繰上償還、そして河川敷地の包括占有許可の取り消しと原状回復措置が求められることになろうかと思っております。平成21年度までの事業費総額につきましては、6億8,000万円になる見込みであります。そのうち平成21年度まで、今年度までですけれども、交付、または交付決定された国の補助金につきましては3億4,000万円、起債につきましては2億8,000万円余であります。この返還や繰上償還が求められることになろうかと思っております。また、水面広場を埋め戻し、遮水シートを処分するなどの原状回復していくには約3億5,000万円程度の新たな費用負担が必要であります。

このような状況をかながみましても、この最上川寒河江緑地公園につきましては、残事業費を考慮しても完成に向けて着実に整備をしていくことが現時点において合理的な判断とさせていただいたところであります。御理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、行革の指針アクションプランについて何点が御質問いただきましたので、お答えを申しあげたいと思います。

このたびの行財政改革につきましては、その力点を市民主体のまちづくりを進めていく、そのための市民の市政参画、情報の積極的発信、開かれた透明な市政運営におきまして推進に当たっていくことにしているところです。

審議会等の審議の状況の公開につきましてはでありますけれども、行政の透明性の確保、市政への関心を喚起するための方法として有効な手段では、手法ではないかと考えているところであります。しかしながら、御案内のとおり、審議会は独立した機関であり、公開に当たっての審議会自体の公開、非公開の意思も尊重していかなければならないと考えておりますので、今後の課題というふうにさせていただければというふうに思っているところであります。

また、テーマを設けて市民の皆さんの意見を書き込んでもらう方法などを取り入れるべきではないのかということでもありますけれども、行革指針の中でも具体的な取り組みとしてパブリックコメント制度の導入を図るということに記載しております。計画等をホームページや主要施設で公開をして、それらに対する市民の皆さんの意見をホームページなどに書き込んでいただき、より広範な市民の皆さんの意見を反映してまいりたいというふうに考えているところであります。

さらに、ワークショップの手法についての御質問であります。計画の段階から市民の皆さんの参画をいただき、多様な意見を出していただき、市民と行政がお互いに協力関係に立った事業の展開というのが市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくには大変重要な要件であります。現在策定中のアクションプランの中でぜひ盛り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

次に、職員定数に関して御質問がございました。平成21年度と平成26年度の比較で23名の減となっているが、退職者の不補充ということなのかというような御質問でありましたけれども、定員の適正化計画の基本的な方針として指定管理者制度の導入、さらには民間委託そして事務改善により定員の適正化に努めるということにしているわけであります。この方針に沿って、推進期間中に保育士、栄養士、さらには事務補助、用務員、看護師などの退職に合わせて民間委託や指定管理者の導入を推進することによって、結果的に不補充になるという計画を立てているところであります。行政職についても事務改善や事業の終了に伴い削減する計画となっているところであります。

なお、国などの制度変更や新たな事業が発生した場合には、もちろん柔軟に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、役付職員の構成比の平準化についてお尋ねがございました。平成21年度地方公務員給与実態調査の結果に基づきまして、平成21年4月現在の県内の13市の平均行政職職員について給料表の級別に比較しますと、管理職の級に当たる6級該当の職員数の割合が寒河江市は16.6%と長井市に次いで高い水準にあります。主査の一部、課長補佐に適用されます5級についても26.6%と天童市に次いで高い水準にあるわけであります。逆に、主事級に適用される1級及び2級については、13.6%と最も低い水準になっております。これらは平均年齢が46.3歳と13市の中で最も高い水準にある本市の職員の年齢構成に起因するところが大きいわけがございます。

こういう状況につきましては、本年3月末の退職者13名も含め平成26年度までに約60名の定年退職者が見込まれております。それに対する新規採用も行うこととなりますので、その結果、他市並

みの役付職員の平準化が図られていくものと考えているわけではありますが、さらに時代の要請に合った市民の皆さんにわかりやすい組織及び職員の配置を常に見据えながら、管理職を初めとした役付職員の構成比についても配慮していく必要があるというふうに考えているところであります。

最後に、市立病院の経営方針についてお尋ねでありますのでお答えを申し上げたいと思います。

地方公営企業法の全部適用について御質問がございました。市立病院事業を全部適用とする場合には地方公営企業法に定められておりますように、任期4年の病院事業管理者を置くことになるわけでありまして、病院事業管理者の地位及び権限として、予算を調製すること、議会で議案を提出すること、決算を議会の認定に付すること、地方自治法に規定する過料を科すること、この4項目を除いて病院の業務を執行し、業務の執行に関してその地方公共団体を代表するということになるわけでありまして、また、事業管理者の担当事務としては、地方公営企業法9条に15項目が列挙されているわけでありまして、その主なものを申し上げますと、病院の内部組織の設置、職員の任免、給与・勤務条件等の身分取り扱い、予算原案を作成し市長に提出すること、そして資産の取得、管理、処分、契約の締結、資金の一時借り入れ、そして労働協約の締結などの事務が事務管理者に任されるということになるわけでありまして、これらの権限と責任を持って病院を経営していくことになるわけでありまして。

次に、全部適用によりどのような改善が図られるかということでありまして、事業管理者を置くことによりまして、運営上の意思決定のスピード化、さらには経営責任の明確化、自立性の拡大による効率的・効果的な病院経営が期待されると言われているところであります。多くの病院の事業管理者として成功してきた院長等の例によりまして、職員の間で独立企業体意識が確立される、人事権が確立される、病院自体の経営方針が立てられる、院長の経営責任が明確化されるなどのメリットがあると言われております。病院管理者を置いた方が激変する医療環境に速やかに対応し、効率的に運用できるというものであります。

一方で、法的に担保されるはずの予算、給与、人事権などの権限が実質的には与えられていないことなどの理由で、経営改善が進まないとした報告なども見受けられるわけでありまして。また、事例では事業管理者の条件として、医師確保対策、特に大学との交渉において効果が期待できること、そして職員、特に常勤医師の統率が可能であること、経営感覚を有することなどが事業管理者の条件というふうに言われているわけでありまして。こうしたことを踏まえまして、今後、市立病院で適用するとした場合にはどうなのか、全部適用に移行した病院の状況なども十分調査をしながらメリット、デメリットを検証して進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、病院食調理業務の民間委託の検討についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

このたび策定いたしました行革指針では民間活力の導入ということをうたっております。民間でできるものは民間でと掲げているわけでありまして。また、改革プランでも民間的経営手法の一つとして給食調理業務の検討を掲げているわけでありまして。このプランに沿って、市立病院の給食調理業務については鋭意検討を進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

まず、最初に最上川の多目的水面広場についてですけれども、今市長からはこの事業を中止した場合の、どのような補助金の返還とか原状復帰をしなければならないとか、それにかかわる経費などの点が挙げられましたけれども、この事業そのものがまず施設をつくってからどうするかを考えるような施設の内容ではなかったかと思うわけです。このような経費がかかると、それを中止してやらなくともそれなりのお金がかかるというようなことから、この事業は推進していくというような考え方のようですけれども、それであるならば今行革なんかで言われていることは費用対効果はどうかかということが言われていると思うのですが、このようにこの施設に対してのこれまでかかった費用、そして維持管理費なんかも含めた費用がこれからどれくらいかかるか、そのための返済はどういうふうにしていくのか、そしてこの競技を運営するための効果の面ですね、この水面広場を利用するための効果の面。今さまざまなカヌー競技ができるような手ごたえがあるというようなお答えだったと思いますけれども、そうであるならばこのような競技が年間でどれくらい行われるのか。そしてまたそのほかの利用などもあると思うのですけれども、それによってどれくらいの経済効果が出るのかといった効果の面、そういうものも明らかにすべきだというふうに思います。それで、この施設が本当に費用対効果として成り立っていくような状態なのかということをはっきりと示すべく、市民にも示すべきだというふうに思います。

このカヌーの水面広場がどこに建設されているのかなどということは、多くの市民が知らないでいるんじゃないかなと思うのですね。ですから、場所がどこでどういうものがつくられているのかということすらも市民は知らないままにこの工事は進んできたわけです。ですから、そういうこれまで進んできた計画もきちっとした計画が示されないままに、利用目的なんかも示されないままに進んできたこの計画に対しては、やはり市民に対して明らかにして、これくらいのお金がかかってこれくらいの経済効果があるんだということをしっかりと示すべきだというふうに思います。そしてやはり市民にこういう事業の判断を求めべきだというふうに思いますけれども、その点に対して市長はどのように考えるか、お答えをいただきたいと思います。

それから協働のまちづくりですけれども、審議会で出た意見なんかも公表すべきでないかということに対しては、審議会の内部的な公開ができるのかどうかということもあるので、それは今後の課題というようなことでありましたけれども、インターネットなんかでさまざまな審議会の情報なんかを私見ているんですけれども、やはり審議会で話された内容なんかもホームページに上げていくんです。そうしますと、やはりその中でどのようなことが話されたのかということが一般の人たちにもわかると。そのことによって、市民もそういう問題に対して共感できる。そしてまた、こういう意見に対してはこう思うんだというような市民からの情報提供なんかも得られるのではないかなと思うのです。ですから、今議会の中でも情報公開ということで、委員会の原則、自由に傍聴できるというようなことが審議をされておりまして、そういうことから市の方でもこういう審議会に対して情報公開するというような制度にさせていただくべきだというふうに思っております。

それから、もう一つ審議会についてなんですけれども、今回の行革の指針の諮問が行われまして、公募による委員も含めて10名の推進委員会が開かれたわけですが、公募にされたということ

は非常に一步前進だと思えます。ですけれども、この内容を審査するのに非常に期間が短かったわけですね。3回の会議の中でこの答申をしなければならぬというような非常に短い期間の審議だったわけですが、やはり本当に市民本位の審議会にするというのであれば、いろいろな資料の徴取とか、検討とかそういう時間も必要だと思うのです。もちろん、市民の方にとってはこの中に掲げてある民間委託とか指定管理者制度への移行というようなものもあったわけですが、実際この民間委託をされた事業所あるいは指定管理者に移行されたところ、それから病院の問題なんかもあるわけですが、病院の状況がどうなっているかということをもまずはわからずじまいでこの審査をしなければならぬということになったのではないかというふうに思うのです。ですから、やはりそういう今の現状を実地に視察をしてみるとか、そういう審査の方法も必要だったのではないかというふうに思えます。これからの審査に当たってはそういう点も考慮すべきではないかというふうに思いますが、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、簡素効率的な行政運営についてですけれども、市の職員は退職の職員の後はそれを採らないで指定管理者制度あるいは民間というようなものに移行していくというふうな考え方のように思いますが、指定管理者に移行することについても、その業務が指定管理者に移してもそれがなじむのかどうか、そういうこともやはり検証していく必要があるのではないかというふうに思えます。指定管理者制度そのものが悪いというわけではありませんけれども、やはり教育とかそれから人の命とかそういうものにかかわるものについては、行政がしっかりとそれを守っていくべきではないかと私は考えているわけですが、指定管理者に対してのそういう移行に対してもしっかりと市民にも問いかけてみるということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、ワークショップのことなんかについても、さまざまな審議会とかそういうものにこれからの計画とかそういうものについても、ワークショップというものを取り入れていくと市長言われました。そのことは非常にいいことだというふうに思っております。5日の一般質問で、石山議員も地域福祉計画についての研修の中でワークショップをしているところを視察してきたということがありましたけれども、私も厚生経済常任委員会の中で一緒に視察をしてきたわけですが、それで、ワークショップというものをやることによって市民の行政への参加の意識が育つというようなことがありますし、またそのことによって、町の中で何が必要でどういうものを市民が望んでいるかということも明らかになってくるということなんですね。ですから、こういう手法でワークショップをすることによって、一つ地域福祉計画だけでなくさまざまなものにこの市民の声が反映できるのではないかと思いますので、そのことをぜひやってほしいなというふうに思っております。

それから、市立病院の経営の問題ですけれども、公営企業法の一部適用と全部適用をすることによってどのように変わるのかということが今答弁の中にありましたけれども、前に平成22年度までの計画の中では一部適用でも十分やっていけるんだというふうなことを言っていたわけですね。内容的には余り変わりがないというようなことがあったわけですが、今の市長の、全部適用に変えた場合にどうなるかということをお聞きしましたが、そんなに大きな変わりはないのではないかとこのように思うのです。だから、今のままでもこの病院の改革はやっていけるのではないかと私は思っております。

まず、一番やらなければならないことというのは職員の意識の改革ですね。この危機的な状況にあるということを医師も含めて職員みずから意識することだというふうに思いますが、これは一

病院だけの問題ではなくて寒河江市民全部、そして、この寒河江市政に携わっている職員すべての人たちが同じように危機意識を持ってこの問題には対処しなければならないのではないかなというふうに思うわけです。

それで、身近な改善すべき点というふうに私が思っていることについて挙げてみたいと思います。市民にもこの市立病院のことをよく知ってもらうことだと思います。どうすればこの病院を改革できるのか、どうしたら市立病院に来ていただけるのかというようなことを意識調査ですね、世代別のアンケートをとるとか、また病院に来ている患者さんに待合室で待っている間にボランティアの方たちの協力も得ながら、どういうところを改善してほしいと思っているかというような聞き取りをすとか、そういうことを取りまとめて病院の改革委員会などで検討してもらうということが必要ではないかと思います。

また、市立病院は非常に特徴的な診療ができる病院として、リハビリなんかは非常に東北でも有数のすぐれたリハビリ施設を持っているというようなことがあるわけですから、このリハビリ診療に重点を置いて、他の病院や診療所との連携を密にしながら患者を回してもらうというようなこととか、今在宅で寝たきりになっている高齢者とかリハビリを必要とする高齢者の方々もいらっしやると思うのですが、そういう方に在宅のリハビリ、訪問リハビリなんかができないのかどうかということですね。

それから、給食は今直営でやっているわけですが、市立病院の病院にいる間の給食は食べられるけれども、一時休暇をもらって在宅に来たら自分のうちの御飯が食べられないというように言っている患者さんも私は耳にしております、それだけ病院の給食は患者さんの、適時適温で出してくれますし、また心のこもった給食を出してくれるということがあるわけで、そのこともやはり目玉にして、市立病院ではこういう給食をやっているんだというふうなことを目玉にして病院経営に当たるといことですか、それからもう一つ今出ているのが人工透析のできる病院にしてほしいという市民の声があるわけです。そういうことも検討に上げるとか、また高齢者が増大をしております、医療が必要なんだけど、病院には長く置いていただけない、そしてほかの施設に移ろうとしても医療を必要とする高齢者は引き受けないということで、こういう患者さんが非常に行き場をなくして困っているんですね。ですから、療養病床を取り入れるというようなことも考えの一つにはあるんでないかなというふうには思います。

それから、今国の方でも重視しているメタボ対策の教室なんかも病院の中で開けないかというふうなこととか、高齢者になりますと足の確保ができなくて病院にも通えないという方が大勢いらっしやるわけです。ですから、このことは病院だけの問題ではなくて、まちづくりの問題として、循環バスを回すというようなことも考えられるのではないかなというふうなことがあります。

あと、5日の石山議員の答弁を聞いていて思ったんですけども、市立病院の医師の10名のうち8名が市外のお医者さんだということで、救急体制が確立できないというような話がありました。救急体制が確立できないというようなことは非常に大きな問題だというふうに思うのです。ですから、この点なんかについても医師の住宅の確保、新しく建設するのが大変だとすれば病院の近くにアパートを借り上げてそこに住んでもらうようなことができないかというようなさまざま考えられることがあるわけですね。こういうことについてやはり病院の経営感覚、経営の審査会の中で審議するだけでなく、やはり寒河江市全体の問題として、副市長を中心としてでも庁内のワーキン

ゲグループみたいなものをつくって、そこで検討するというようなことが必要ではないかと思ひます。

以上、第2問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 多岐にわたる御質問でありますので、簡単にお答えをしたいというふうに思います。

最上川緑地公園についての御質問でありますけれども、先ほどワークショップの話をいただきましたけれども、緑地公園の整備については地元の皆さんの方でワークショップ的なものをつくっていただいて、いろいろ議論をしていただいてどういう整備をしていくかということを検討していただいた成果が、今整備をしているところであります。そういったことでワークショップについては、引き続き来年の振興計画、地域福祉計画のみならずそういったいろんな面で手法として取り入れながら、市民の意見を反映させる市政に展開していくということが必要だろうというふうに思います。

寒河江緑地公園の整備について端的にお答えしますけれども、いろんな経済効果があるというふうに言われておりますが、費用対効果はどうか、どのくらい維持管理にかかるのかということでもありますけれども、維持管理費用については現段階の概算額としては水面広場の水面の状況に対応した取水ポンプの稼働日数とか、芝生管理の内容、管理人の配置状況などによって異なってきますけれども、おおむね年間2,000万円から2,500万円程度かかるのではないかとこのように思っています。

また、経済効果という、これはどういう大会なり競技を応援するかということで変わってきますけれども、例えば去年全国中学校大会というのが近くで開催されました。これをとってみますと、選手、役員で宿泊は5日間、延べ人数でいくと1,240名ということになります。5日間合わせて1,240名、選手、監督ですね。泊まりの場合は協定料金がありますから、1人6,800円。掛け算しますと、選手、監督だけで850万円程度。そのほかに、もちろん中学生でありますから保護者の皆さんが大勢いらっしゃる。その宿泊、さらには土産、いろんな食事とかということで、相当な経済効果は期待できるというふうに思います。中学校の全国大会のみを申しあげましたけれども、その以外の大会などでもそれぞれ試算はできるというふうに思います。これから煮詰めていきたいというふうに思っているところであります。もちろん経済効果のみならず、スポーツの振興、地域の振興ということが基本でありますから、そういった面でおっしゃるような程度姿が見えてこれから供用開始ということになるわけでありまして、ぜひ市民の皆さんにも周知をして御理解を賜るようにしていきたいと思っているところであります。

それから、審議会の公開についてはおっしゃるような、やはり審議会独自で公開、非公開を判断していくということがあるわけでありまして、できるだけ公開の方向でしていただければというふうに私たちは思っているところであります。また、審議会の内容などについても審議会の了解を得れば後に公開できるということがあるわけでありまして、そこら辺はそういう意味で検討させていただきたいと申しあげたところでありますし、今回の行革の指針の会議については、委員の皆さんには大変短期間の間に御審議をいただいたこと、大変感謝申しあげておりますけれども、来年度いろんな計画づくり、審議会を設置をするということになるわけでありまして、その辺の反省も踏まえてある程度十分な審議検討がなされるように努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、病院の経営について多岐にわたる御質問をいただきましたので、包括的な形で御答弁を申しあげたいというふうに思いますけれども、先日の石山議員にお答え申しあげましたとおり、

佐藤議員の御指摘のとおり、市立病院の役割を果たしていくためには市民の皆さんに安全・安心な医療サービスを提供していくというのが使命でありますし、基本でありますから、そのための医師確保、最後におっしゃいました医師確保というのが大変重要なテーマでありますし、もちろん病院だけでなく、私も含めてですけれども、全体で確保に努力をしていくと、その医療体制の整備に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

さまざまな御提案をいただきましたから、その内容についてはいろんな角度から具体的な改善案なども検討させていただいて、順次できるものから取り組んでいくという基本的な考えでありますので御理解を賜りたいというふうに思いますが、その中でも人工透析療養病床の質問がありましたけれども、仮に導入するとした場合には、やはりこれ、医師確保というのが課題になってくるわけですね。また、施設整備というものも問題になります。導入するということになりますと125床の一般病床を減らすということになりますが、その場合、医師の引き揚げなどということが懸念されるというところがありまして、ここはなかなか慎重にいろいろ検討していかなければならないというふうに我々は思っているところであります。

いずれにしても、市民の皆さんの健康、安心を守っていく市立病院の果たす役割を保持充実しながら、そういう改革指針に沿って、プランに沿って努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 それでは最後に申しあげますが、さまざまな課題の解決、課題がありましてこれらの解決は大変なことだと思いますけれども、やはり行革を進めていく中で、これまでの行革の中ではサービスが低下してきているという部分もあるわけですね。例えば、在宅で寝たきりの方の高齢者の訪問理容と申しますか、床屋さんですね。そういう方の利用回数が少なくなったというのは、やはり自分で負担をしなければならなくなったというようなことがあったり、紙おむつの支給が減らされたとか、そういうこともあるわけです。ですから、改革というのは必要なことなんですけれども、やはり福祉とか医療とか市民が必要としているもののサービスが削られるというのでは改革にはならないというふうに思うわけです。ですから、経済の効果の見込めないようなもの、そういうものにこそ大胆にメスを入れるべきではないかということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

高橋勝文議長 通告番号10番から12番までについて、11番松田 孝議員。

〔11番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告してある質問事項について市長の見解を伺います。

初めに、通告番号10番、入札制度の改革について伺います。

公共工事の市場では、これまでの入札契約制度改革による一般競争入札が拡大するとともに、落札率の低下傾向が顕著にあらわれてきています。特に、この10年間の構造改革路線のもとで公共投資の減少が価格競争の激化を引き起こし、極端な低価格での入札現象が散見されるようになりました。いわゆるダンピングによる受注工事では、工事の品質低下や安全対策不備が懸念されると同時に、そのしわ寄せを重層下請制度のもとで下へ下へとかぶせています。そして、最終的には中小零細下請業者の経営悪化、現場に働く建設労働者の低賃金、不安定雇用などの労働条件などの悪化を招いているとの各方面からの指摘もあります。これ以上、建設労働者の賃金、労働条件の悪化が続くと熟練技能者が枯渇し、建設業が産業として成り立たなくなると危惧されています。営々と築き上げてきた熟練技能が伝承されなければ、住民生活の安全や居住を守り、生活の利便性の確保も困難になってしまいます。

市民の税金を原資とする公共事業は、できる限り安く無駄なく執行されることは当然であります。公共事業を行う事業者が労働法制も無視して競争原理に任せてよいはずはありません。公共事業には完成物の品質、安全性の確保、地域経済の振興、地域建設業の健全な発展などが重要な役割として求められています。

そこで、以下について伺います。

一つは、建設業者の格付評点算定基準は経営事項審査評定、工事实績、工事能力、技術職員の四つで評価点数を出し、格付を行っています。その中で、工事实績のウエートが大きくなっていますが、近年の公共事業の減少や経営の厳しさを考えますと、これまでの点数格付から引き下げなど見直しが必要と考えますが、そのことに対する考えを伺います。

2点目は、国土交通省は、10項目の建設業法令ガイドラインを策定し、下請保護策を進めていますが、本市の地域業者保護の立場から以下の点について考慮すべきと考えます。

一つ、評点算定基準に市内の下請業者を利用した場合の点数加算。二つ目は、発注基準の地域要件は本社と限定し、また市内在住者の雇用比率50%以上とし、比較的規模の大きい工事を含め市内業者優先に切りかえるべきと考えますが、見解を伺います。

3点目は、多くの市町村は公共工事の入札で価格以外の要素を加味する総合評価方式を実施しています。2005年4月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式であります。評価項目に、建設労働者の賃金など労働条件確保に向けた企業の取り組み、環境への取り組みや地域貢献を加えました。これまでの価格のみの競争から、企業の社会的貢献度もプラスした上で最終落札者を決定する方式であります。社会資本整備に向けて、多くの自治体で総合

評価方式を採用しています。本市においても公共工事の品質確保の立場から、価格以外の要素を組み入れた総合評価方式を導入すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、農業の振興について伺います。

佐藤市長は、平成22年度の市政運営の中で農業振興について、売れ行き不振と農産物の価格低迷など厳しい現実に直面していることを認識し、元気なまちづくりを目標に掲げています。具体的には、産地の差別化を図り、他に一步先んじた競争力の強い農業を確立するとしています。このことから、いよいよ始まる農業の「戸別所得補償モデル対策」、「水田利活用自給力向上事業」を受けて、本市の農業の振興にどのように結びつけているのか伺います。

農林省の資料によると、日本の農業生産力は10年後に現在の4分の3になると予測され、作付面積や就農者の減少がこれまでと同様に続くと、2020年度には現在の生産量の75%まで落ちるとしております。一方で、世界の穀物需要が逼迫する状況となり、輸入が簡単にできなくなることも予想されています。世界の穀物需要については、中国やインドなどの新興国の人口増加や食生活改善、バイオ燃料の拡大などが想定され、穀物需要の逼迫を背景に投機資金の流入が起きるとし、「経済力さえあれば自由に食料を輸入できる時代ではなくなってきている」と述べています。

新政権は米価下落による所得減を重大な問題として認め、生産費を念頭に置いた所得補てんに踏み出した点はこれまでの農政から一步前進したと言えます。しかし、問題は補てんの内容が標準的な生産費とした1万3,703円は、農水省の米生産費統計による2008年産の全国平均1万6,497円よりも2,800円も低い水準であります。また、補てん単価が全国一律というのも問題であります。平均より生産費の高い地域や販売価格の低い米を生産する地域では、これまでの赤字の一部が補てんされるにすぎず、水田農業の衰退を防ぐことはできません。

関係者によると、減反・転作で戸別補償を受けるよりも、米を栽培し自力で販売する方が収入もふえると判断する農家が多数出てくるかもしれないと、急転換する農政に困惑をしています。確かに、農家の期待にこたえ戸別所得補償対策がスタートしますが、標準的な生産費を下回る制度では、稲作経営の改善には結びつかないのです。この戸別所得補償対策について市長の見解を伺います。

次に、2月22日に寒河江市水田対策協議会が開かれ、JAさがえ西村山水田農業推進要領が示されました。それは、水田利活用自給力向上事業と激変緩和交付金を活用し、農家の所得向上と生産調整実施者のメリットを最大限受けられるようにするというものであります。

ところが、助成金単価が現状より大幅に減少する地域や作物が出てきました。特に、中山間地で実施してきた飼料作物について、畜産農家との利用協定を結ぶ条件が加えられました。ところが、協定を結ぶ畜産農家がないなどの問題も出てきています。

また、一般水稻栽培と同じ作業管理で有利に収穫できる飼料米や加工米は契約栽培であり、それぞれ支所ごとに配分されるために自由に栽培ができない。また、新たな要件として加わったのは調整水田での自己保全としていた不作付地は交付対象外とし、今年度は改善計画書を提出すれば米の戸別補償が受けられる。しかし、高齢化や農産物安値で生産費が過剰になり採算がとれないとして、作付をしない農家が続出。これまで実績算入にカウントされてきた水田は耕作放棄状態にあり、復田は困難であります。

このような課題を解決しない限り、水田利活用と自給率はさらに低下の一途をたどることになります。

寒河江市は水田利活用自給力向上事業を受けて、土地利用型作物・野菜などで農業粗生産額をどのように分析しているのか伺います。

次に、この事業は平成22年度についてはモデル事業の位置づけとして要件緩和されていますが、次年度からは転作作物は生産から販売までの要件を満たすことになっています。農家の理解も不十分であり、土地利用型作物の作付指導や販路拡大に向けた取り組みが重要と考えますが、振興策を伺いたいと思います。

3点目。前段で申しあげた課題は一部ではありますが、制度の問題点を分析し国に改善を求めるとともに、寒河江市の農業施策に反映できる課題については早期に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

4点目。これまではさくらんぼなどの果樹については永年性作物として認定してきました。ところが、今回の制度で対象要件から外されました。その後の激変緩和措置の中で議論され、今年度はとりあえず対象になったようですが。現在、本市を含む1市4町でさくらんぼ「紅秀峰の里づくり」を目指し、100ヘクタール増植運動を展開中であります。次年度の本格化に向けて永年性作物も対象に加えるよう関係機関に積極的に働きかけるとともに、独自の施策を加え増植運動を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

先日、「つや姫」を栽培する方々への認証交付と種子の受け渡し式の様子がテレビ報道されました。式典には本市からも多数参加し、村山地区生産者代表の土屋喜久夫氏が「魚沼産ではなく寒河江産が日本一と言われるよう県内産地間とも競り合いながら生産に当たる」と、力強い決意を表明されました。

これまで山形県を中心に「つや姫」を高品質のブランド米として押し上げるための戦略を活発に展開してきました。一方、生産者は栽培マニュアルに沿って栽培することが条件とされ、食味をよくするために過剰な収量を上げることも禁止されるなど制約も多くあります。これらの諸条件の負担軽減のため、「つや姫」を生産する農家への支援を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、火災や災害時に迅速な防御活動で災害を最小限に抑え、住民の生命・財産の軽減を図るための消防組織化について伺います。

寒河江市の消防団の出動体制は末端の団員まできめ細かく網羅され、火災の際はその連絡網を使って招集を受け、自宅や職場からの駆けつけ、防御活動を行っています。ところが、近年の就業形態の変化で団員の就労先が地元以外の職場勤務者が続出し、そのため平日の日中は不在者が多く消防団活動の空洞化が生じてきています。広域消防署が在署している中心部の住民は空洞化の不安もなく過ごしています。深刻なのは遠距離に居宅を構えている方や、山林火災の初期消火のおくれで大火災に進展し巻き込まれることへの不安を抱えています。

このような事態に対し、住民の協力が不可欠であります。一般の住民は消防組織法に準じた行動は禁止されており、そのために、市町村によっては空洞化を解消しようと特定の活動、役割のみに参加させる機能別消防団員の採用や、地域限定で一定の活動のみを行う予備消防団の組織化に努めています。本市においても日中の消防団員の空洞化の課題や地域によっては高齢化が進み、将来は消防団の確保も困難な事態が予測されてきています。災害時の初期防御活動を円滑に進めるため、なおかつ安全・安心なまちづくりのために向けてその環境を整えていくべきと考えます。他

市町の取り組みを参考に予備消防団の組織化を早期に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺い第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時10分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 松田議員から、入札制度の改革、それから農業の振興、そして予備消防団の組織化、3点について御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

入札制度の改革についての御質問でございますが、初めに、格付評点算定基準の見直しについてでありますけれども、本市における等級格付については、建設業法によります28の建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、管工事及び水道施設工事の四つの建設工事において実施しているわけであります。また、格付の方法については、全国一律の基準により経営規模、財務状況、技術力、社会性を総合的に評価した総合評定値に、市内に本社のある業者については工事成績、工事受注実績など市独自の基準により評価した発注者別評価点を加えた総合点数となっておりますので、同規模の市外の業者よりも高い点数になっているという状況であります。また、格付は競争入札参加資格者登録申請に合わせて2年ごとに更新しておりますので、公共工事の減少などから市内業者の総合点数が前回の総合点数を下回って、例えばA等級の業者数が減少した場合などには、等級格付が偏らないようにA等級の総合点数を引き下げるなどの見直しを行って弾力的に対応しているところであり、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、比較的規模の大きい工事を含め、市内業者優先に切りかえていくべきではないのかという御指摘でありますけれども、寒河江市におきましては、これまでも市内業者の方を優先して公共工事の発注を行っているところであります。さらに、平成20年度、平成21年度におきましては景気対策としまして、「地域活性化・生活対策臨時交付金」「経済危機対策臨時交付金」、さらに「きめ細かな臨時交付金」「公共投資臨時交付金」などが国から交付されることになったわけであり、御案内のとおりであります。これら交付金を活用するに当たっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するように国の方から要請を受けているところであります。

そのため、寒河江市におきましては地元企業の育成、地元経済の活性化を図るため、設計金額が1,000万円以上の事後審査型条件付一般競争入札の参加資格に、市内に本社を有することなどの地域要件を設定し、また指名競争入札においても、市内業者を優先して指名しているところであります。その結果、平成21年度の設計金額が250万円以上の建設工事の市内業者への発注率は92.6%となっているところであります。今後とも地元でできる工事は地元でという考えのもとに、市内の業者の方に優先して発注してまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、総合評価落札方式を導入すべきではないのかというような御質問でありますけれども、公共工事の品質の確保を推進するという目的で国の福祉の向上や国民経済の健全な発展につなげていくことを目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、価格に加えて価格以外の要素も加えて総合的に評価する総合評価落札方式が導入されたわけであり、御案内のとおりであります。

総合評価落札方式は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうちから事業者の施工能力、配置技術者の能力、そして地域貢献などを数値化して総合的に評価した上で契約の相手方を決

定するものであります。この方式のメリットといたしましては、一つには、価格と品質が総合的にすぐれた調達を行うことによって、良質な社会資本の整備を行うことができること。二つには、必要な技術能力を有する建設業者が競争に参加することによってダンピングの防止、不良・不適格業者が排除されること。三つには、技術的能力を審査することによって、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め建設業者の育成に貢献すること。四つには、価格と品質の二つの基準で業者を選定することから談合防止に一定の効果が期待できること。さらに五つ目には、総合評価落札方式の活用によって、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能であることなどのメリットがあるというふうに言われているところであります。

また、その反面に、この方式の導入に当たっては学識経験者などからの意見の聴取が必要になること。さらに評価項目や評価基準の設定、入札から落札者の決定まで時間がかかり事務量も増加するなど課題もあるというふうに指摘をされております。

寒河江市のように小規模な事業の発注が多く、しかも先ほど申しあげましたように、市内の業者に優先的に発注し品質的にも問題なく施工していただいている現状からいたしますと、総合評価落札方式の導入に対する言われているようなメリットは果たしてどうなのかというような声もあるわけですが、県内の市町においても導入が進んでいるところでありますし、また、企業の社会的責任もありますので、今後その導入については検討していきたいというふうに考えているところであります。

続きまして、農業の振興についてであります。

まず、米の戸別所得補償モデル事業について御質問がありました。政府におきましては平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けまして、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、平成22年度におきまして戸別所得補償モデル事業を実施することにしたところでございます。寒河江市におきましては、2月25日までに農協と合同で市内33カ所において農家の皆さんに対する説明会を実施いたしました。農家の方からは新たな制度に対する期待、さらにまた、これまでどおり助成が受けられるか心配だという両方の声が聞かれたところでございます。市といたしましても農家の皆さんの声に十分耳を傾けながら、国、県、農業団体と一体となって農家の所得の向上と農産物の自給力向上、そして寒河江市の農業の振興が図られるように支援してまいりたいと考えているところであります。

このモデル対策は、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の二つから成っているわけであります。

一つ目の米戸別所得補償モデル事業については、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格との差額として1万5,000円を定額部分として交付をして、さらに当該年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額をもとに変動部分として交付するものであります。特に、定額部分については標準的な費用と販売価格の差が1万5,000円を下回っても交付するというわけでありまして、農家経営安定のための岩盤対策と言われるところであります。

また、交付対象者は、米の需要に即し、販売を目的として生産するすべての農家の方であります。大規模な農家だけでなく小規模な農家も農業を支える担い手として考えているわけでありまして。

二つ目の水田利活用自給力向上事業につきましては、水田を活用した米以外の作物の自給力向上を目的として10アール当たり単価で作付面積に対し助成金を交付するものでございます。栽培品目

については、現在自給率が特に低い小麦、大豆等を戦略作物として指定し、米の生産に見合った所得が得られるように交付単価を設定しているわけであります。

議員からは戸別所得補償モデル事業に対する見解はどうかという御質問であります。この戸別所得補償モデル事業のねらいは、自給力向上のためにポイントとなる麦、大豆、米粉用の米、飼料用米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットになって行うものでございます。これまで40年間続いてきた生産調整に係る政策は、米価格を維持するために転作・水稲作付目標面積を配分して、その達成を条件として転作作物に対して交付金を助成するものであったわけであります。しかし、今回大きく転換されるこのモデル対策については、生産調整の範囲内で水稲作付を行った場合に、水稲に対して戸別所得補償を助成する。そして転作作物については、自給力向上が目的であるため、生産調整の達成にかかわらず作付した面積に応じて水田利活用自給力向上事業で助成を行うというものであります。米の戸別所得補償事業に加入するかどうかは農家の選択にゆだねられているというわけでありますが、加入せずすべて水稲を作付する農家もあらわれることが考えられるわけでありますけれども、その結果、米が過剰作付され価格が下落した際に制度に加入している農家のみが助成を受けられるということになりますので、結果的に制度に加入する方向に向かって生産調整の達成と米の価格の維持という二つの大きな目的が、農家の経営判断の結果、自発的に達成されていくものと期待しているところであります。

また、水田利活用自給力向上事業については、生産調整の達成にかかわらず自給力向上のために作付した者についてすべて交付の対象とするものでありますことから、これまでの対策で助成可能であった捨てづくりの防止に役立つわけであります。麦、大豆、飼料用米等の自給率の低い作物の生産意欲を高めて自給力の向上に結びついていくものと考えているところであります。

次に、寒河江市としての水田利活用自給力向上事業を受けての土地利用型作物・野菜などの農業粗生産額の分析について御質問でありましたけれども、土地利用型作物であります大豆につきましては従来とほぼ同じ単価でありますので、これまでどおりの生産が可能であるというふうに考えております。また、飼料用、米粉用の米については助成単価が大幅に上昇していくために需要を開拓することによってこれまで以上の生産が可能というふうに考えております。野菜については単価が下がるわけでありますが、農協の水田営農対策協議会の「とも補償制度」の活用によりまして、従来に近い生産活動が可能というふうに考えているところであります。

こうしたことから、この事業を有効に活用することによって寒河江市の農業の生産額は向上していくものと考えているところであります。

次に、販路拡大に向けた振興策についてお尋ねがありました。これまでは、作付さえすれば産地確立交付金を受け取れたため販売してこなかった、そういう農家の方に対し説明会で販売していただくようにいろいろ説明をしているところでありますが、少量の場合は販売先として産直施設などを紹介しているところであります。御案内のとおり、最近の消費者の動向を見ますと安全・安心な産地産物に対する需要が大変高まってきているわけであります。農家の方も生産者の声が直接聞こえる産直施設に出荷することによって生産だけでなく販売に対する意識が芽生え、消費者と一体となった地域農業の振興につながっていくものと考えているところであります。

次に、制度の問題点などはどうかという御指摘でありますけれども、県では去る5日に、水田利

活用自給力向上事業における激変緩和措置の対象作物と助成額を決定し公表したところであります。御案内のとおりであります。これによりますと、本市の最重要作物についてはすべて激変緩和措置の対象となりほぼ前年同様となりましたことから、特にそういった関係では問題はないかなというふうに思っているところであります。また、さくらんぼについても本市の重要施策であります「紅秀峰の里づくり」を目指すために、県を通して国に対し要望しておりましたが、これについてもさきの激変緩和措置の対象作物になったというところから、一安心をしているわけでありますけれども、引き続き永年作物の対象となりますように努力をしていきたい、いかなければならないというふうに考えております。

市独自の支援ということでありますけれども、新年度予算にもさまざまな新規事業を計上しておりますけれども、「紅秀峰」さくらんぼの生産振興に向けましてさまざまな面で市の独自事業を展開しながらその取り組みを推進しているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

次に、「つや姫」についての御質問でありますけれども、御案内のとおりコシヒカリよりおいしい米で、有利な価格で販売できる米の開発を目標にして県が10年かけて育成し、平成21年度の先行販売を経て、いよいよ平成22年度から本格販売を行うことになっているわけであります。平成21年度は先行販売用として県内で60ヘクタールが作付されたわけでありますけれども、寒河江市におきましては栽培者が8人、約5ヘクタールの作付が行われたところであります。また、昨年3月13日に平成21年度の先行栽培者のメンバーが「つや姫栽培研究会」を立ち上げて栽培研修や現地研修を活発に行っておりますほか、マニュアルに沿った栽培管理の徹底を図ってきているところであります。御案内のとおり、大みそかのNHKの「ゆく年くる年」の冒頭で、慈恩寺が放映された際にも、当研究会のメンバーが「つや姫」栽培を祈願している姿が全国放送されたのは記憶に新しいところであります。平成22年産米から本格販売になるわけでありますけれども、県の「つや姫」ブランド化戦略実施本部におきましては、「つや姫」の生産販売に当たって作付面積を販売数量と連動した2,500ヘクタールとしているところであります。また、高級感のあるおいしい米を栽培するため、「つや姫」生産者認定制度というものを設けております。栽培マニュアルの遵守、さらには稲作が農業経営の柱であること、そして安全性をアピールできる栽培、有機栽培でありますとか特別栽培ということではありますが、さらに具体的な販売計画の具備などを要件として募集と認定を行い、品質、食味、安全の三位一体の栽培法を重視した高級感のある栽培を行うことにしているわけであります。

一方、販売に当たっては、最高の品質を確保し、過剰感を出さない1万2,500トンの販売数量としております。そのうち1万トンを県外向けとし、人口が多く高価格帯が受け入れやすい首都圏を初め大消費地に販売を展開することなど、ブランド化戦略実施本部を中心にして生産、販売の両面でブランド化を図り、有利な価格で販売できるようさまざま戦略を練っているところであります。寒河江市におきましては45ヘクタールの作付を予定しております。

また、生産者の決定につきましては生産者認定委員会地域部会が募集した結果、本市から53名、正確には1団体52の個人であります。の応募がありまして、全員が認定され2月22日に認定書が交付されたところであります。

御質問の「つや姫」の生産者農家に経済的支援を行ったかどうかということでありますけれども、

御案内のとおり、現在の米価は入札によって決定されているというわけであり、ブランド力が高ければ有利な価格で販売されないものであります。現実的に山形県産の「はえぬき」は食味ランキング特Aを連続して受けているわけであり、魚沼産のコシヒカリなどからは価格面では相当開きが出ているという状況にあります。議員の御指摘もさまざまな制約ということではありますが、これはあくまで品質、食味、安全の確保のための制約であります。逆にそれがブランド力を高め、有利な販売価格にするための栽培面の必要不可欠な条件であります。結果的に栽培者の収入につながっていくものというふうにご検討いただいております。

寒河江市におきましても、寒河江インター付近に「紅秀峰とつや姫の里」の看板を掲げるなど、ブランド力を高める方策については今後とも多方面であらゆる機会をとらえまして、引き続き実施してまいりたいというふうにご検討いただいております。「つや姫」の栽培者の方に経済的な支援を行うことについては、今後の市場動向や消費者の評価などを見ていく必要があるわけであり、今のご検討はしていないところであります。

最後に、消防団を補完するための予備消防団の組織化についての御質問でありましたが、本市の消防団の現状についてまず申し上げますと、全国的には減少傾向が続いている中、本市の現在の団員数は819名でほぼ定数の831名に近い団員を確保しているというわけであり、消防団に期待する市民の意識が大きく結びついているものと考えているところであります。そして、活動状況については、日ごろから有事の際に対応できるための操法訓練や広報活動による予防活動、さらには消防施設の保守や管理等に積極的に努めていただいているわけであり、市といたしましても、消防施設の充実のための施策、当然でありますけれども、団員がより活動しやすく、しかも若い方が消防団に対してもっと魅力を持っていただけるように、今年度は全団員に対し新しく活動服の貸与等を行ったところであります。より一層消防団の充実を努めていきたいというふうにご検討いただいております。

次に、火災発生への対応について申し上げますけれども、平成15年度から火災が発生した場合には、消防署から瞬時にしかも一斉に携帯電話にメールや電話で火災箇所や火災の種類を含めた火災の発生状況を知らせる火災通報システムが確立しております。現在の消防団員で通報を受けておりますのは、全分団の副分団長以上の幹部団員と火災発生時の管内担当の自動車部の部長と部長代理の団員であります。この通報システムによりまして団員が地元において対応できることがベストでありますけれども、近隣にいる場合でも早急な対応が可能というふうにご検討いただいております。

御質問の予備消防団の組織化についてでございますけれども、寒河江市の消防団は常備消防である消防本部や消防署と同じく、消防組織法によって市町村へ設置が義務づけられている組織であります。消防団につきましてはそういう義務づけがされている組織であります。それ以外の組織であります予備消防は、大きく分けて二つあるわけであり、一つは消防団の指揮下に入り一定の消火活動を行うもの、そしてもう一つは消防団の指揮下には入らず夜回りなどの予備消防や地元の火災発生時に非常線の確保などの消防団活動の後方支援でフォローする組織であります。

寒河江市には本楯地区、南部の3地区、西根の5地区にそれぞれ予備消防団がございます。名称はそれぞれ違いますが、いずれも消防団の指揮下ではなく、町内会の組織であり、予備消防活動や消防団の後方支援を中心に活動しているわけであり、また、そのほかに特徴的な組織といたしましては本山慈恩寺自衛消防団がございます。慈恩寺の文化財を守るために実際に消火訓練を行っている自衛消防団でございます。

また、県内の状況について申し上げますと、現在県内に予備消防団を組織しているのは11の市町村で14の組織が報告されております。その組織の内容は大きく三つに分かれるわけでありまして、一つには、昔、出稼ぎなどにより男手がなくなるため御婦人方で組織されているものが現在も残っているもの。二つ目は、消防団員の減少を補うために消防団退団後二、三年の方が組織しているもの。そして三つ目は、御質問の団員のサラリーマン化に伴う昼間の団員不足に対する初動態勢を確保するための組織であります。日中に地元にいる方が入団をして地元の火災の初期消防などに対応しており、四つの町に4組織があるわけでありまして。なお、団員の定年は55歳程度となっております、部長の指揮下で活動しているようであります。

安全・安心なまちづくりを進めていく上で、火災が発生した場合には最小限の被害で食い止めることが大変重要でありますことから、消防署と消防団が連携をとり合いながら、お互いに有事の際には即時に対応すべく日ごろから訓練等に励んでいるわけでありまして。予備消防団の組織化につきましても、被害を最小限に食い止めるためには有効な方法だというふうに考えているわけでありまして、火災等の消火活動は大変危険が伴うことから、まずは人命を守るということを基本に考えなければならないわけでありまして。さらに現場におけるスムーズな指揮命令系統の確保や、万が一の場合の補償の問題などについても考慮していく必要があるかというふうに思います。

現在、本市において力を入れておりますのは自主防災組織の組織化であります。御質問の予備消防団の組織化については、消防団さらには地元の意向などを十分に勘案しながら、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っているところであります。我々としては自主防災組織の拡大を引き続き努力してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問について答弁ありがとうございました。最初、私第1問で予防消防団という表現をしたそうです。予備に変えてください。よろしくお願いします。

では、総合評価方式の導入についてはある程度当局も理解して、具体的にそういう進め方を今行っているということでもあります。ただ、今は経済対策、景気対策の一環として地元雇用ということで重点にしているわけですから、やはりきちっとこの総合評価方式を規定して、担当者がかかった時点でだれでも対応できるような内容にさせていただきたいと思います。そしてやはり、独自のいろんな方式について検討して具体的に地元の業者が潤うような形にさせていただきたいと思っております。ぜひ、検討課題を前向きに検討していただいて実施の方向をきちっと規定させていただきたいと思います。

それから、水田利活用自給力向上とか、戸別所得補償についてはまだ制度上いろいろな動きがあって、まだモデル事業でありまして、やはり大事なものは、平成23年度から本格スタートするわけですが、それに基づいた地元の意見を組み入れた制度にしてもらわないと、やはり部分的に団体が優先に施策が検討されておりますけれども、個人的にも潤うような形にしてもらわないとなかなか農家が積極的に進めない状況にあると思います。そして、今農業の生産なんか非常に落ちています。それと今高齢化が非常に進んでいて、認定農業者も、寒河江市の認定農業者もいますけれども、54歳ぐらいが平均年齢なんですね。ですから、今形として、「紅秀峰」もそうですけれども、いろんな形で支援して経営をきちんと確立するような方向性に制度設定していかないと、農業も崩壊する、そういう状況になってくると思います。ですから、今きちっとこの制度を設立に向けてやはり農業の振興計画を具体的につくる必要が、私はあると思います。

以前、平成10年3月に寒河江市の農業振興地域整備計画が策定され、公表されていますけれども、この中でも専業農家従事者1人当たり500万円ぐらいの所得を確保する目標にあったんですけども、この間しばらくの間見ますと平成20年度いきなり農業所得のあれが400万円ぐらいに下がっているんですね。こういう中身では振興対策にはなっていないと私は思います。ですから、その辺についても、このモデル事業以降について具体的に整備計画を私はつくる必要があるのではないかと思います。

そして、今やはり、農産物の転作田に植えて、植栽する販売価格が非常に安いんですね。私もびっくりしたんですけども、大豆10アール当たり栽培して収量が210キロ、3.5俵ぐらいしか収穫ないんだそうです。そして、1俵当たりの単価が3,000円で、ですから10アール当たりですと1万500円ぐらいしか収入がないんですね。これを考えると、幾ら補てんされても前向きに進めない今現状であります。ですから、具体的に販路拡大、積極的にルート化した販路拡大を積極的にしていただかないと、農家の所得が不安定でこれもいろいろな問題点が出されていますけれども、そういう方向には進まなくなってしまうので、その販売のルート化をやはりJAやあるいは商工業者も含んだ形で協議会なども設定してもらって、販路拡大に向けた推進策を具体的に立ち上げていただきたいと思います。

あと、「つや姫」に関連してはいろいろな制約を受けている農家の意向を踏まえて、研究会なども設立されたようですけれども、やはりそういうところに一つの勉強会の研修費みたいな形でも支援

すべきだと私は思っております。やはり、平成21年度産も栽培したんですけれども、具体的に問題点も数多く出されています。そのためのやはり、一つの勉強のための資金提供ぐらいはできるのではないかと考えております。その辺について伺います。

あと消費拡大に向けて「つや姫」については、やはり地元の飲食店が「つや姫」を活用するような具体的な制度設計も必要ではないかと思っておりますけれども、この辺についても伺いして私の第2問といたします。時間がありませんので。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点かお尋ねでありますので順次簡潔にお答えを申し上げたいと思います。

入札に関する総合評価システムについては、議員御指摘のとおり企業の社会的責任ということがあって、国の方からもそういう制度について進めるようにというわけでありますので、確かに市内の業者の方の受給率というのですかね、92%でありますけれども、環境の問題などもあってそういう総合評価システムについてもやはり検討していく必要があると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、農業の問題については、生産力を高め、そして農家所得を拡大していくということがやはり大きな目的であるわけであります。そのための新たな制度を、戸別所得方式と水田利用の制度については大いにそういう目的のためにやはり有効に活用していくということが必要でありますし、平成22年度にはモデル的にいろいろ試行していくということがあるわけありますから、その中でいろいろ問題点なども出てくる、発見しながらまたそれに対応してよりよい制度の推進定着化を図っていききたいというふうに思いますし、市としてもさまざまな面で農業団体初め農家の皆さんの御意見を聞きながら、制度の円滑な推進に努力をしていききたいというふうに思います。来年度は振興計画づくりなどもしておりますので、農業の振興のあり方、進め方などについてもその中で大いに議論をしていくべきものというふうに思っているところであります。販路拡大についても同じであります。「つや姫」についても地元の消費、「つや姫の里寒河江」とこういうふうに言っているわけありますので、言おうとしているわけありますので、それにふさわしい地元の体制、地元のそういう需要の拡大というものについてもいろいろ検討していかねばならないというふうに思っているところでありますので、研究会の方に対する御支援などについても、研究会の皆さんの方からいろいろ御意見をちょうだいした上でいろいろ検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 3問はありませんけれども、大変風邪引いて心苦しい説明になりましたけれども、おわびして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

那須 稔議員の質問

高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として通告案件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号13番、健康さがえ21についてお伺いをいたします。

健康で豊かな潤いのある生活を営むことが人々の願いであり、これを実現するためには一人一人が自分の健康に対しての自覚と認識を持つことが大切であると思います。人生80年時代と言われ、平均寿命も年々延びている今日において、新たな健康への考え方をくり出されることが求められています。そういう意味で自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向を企画し進めていく責任があり、また健康というのを総合的に取り組む必要性があると思います。

本市では、平成15年3月に健康さがえ21寒河江市計画が策定されました。これは、国が21世紀の健康長寿の延伸を目指し、平成12年に第3次国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動」、いわゆる「健康日本21」が示され、本市においても市民が生き生きと健やかに暮らせる活力ある社会の実現を求められるとして策定されたものです。生涯にわたって健康であることはすべての市民の願いであり、生き生きとした日々の暮らしの中で健やかに老いること。そして、健康で心豊かな生活を送るためには市民一人一人がみずから心がけるとともに意欲的に生きがいを持って社会生活を営むこと。そのためにも疾病の早期発見・早期治療の二次予防に加え、ふだんから病気にならないように一次予防に努めるという積極的な健康づくりに対する意識の向上と取り組みが強く求められていることから策定されています。

計画は平成22年までの8年間の市民の健康について基本的な推進項目を示した基本計画を策定し、健康づくりを推進しております。それに、計画の基本方針としては、ハートフルセンターを健康づくりの拠点とし、健康づくりを効果的に推進するために行政のみならず市民の生活の場である職場、学校、地域、家庭が、それぞれの立場や能力に応じて自主的に健康づくりを推進できるように、健康に関する情報の提供を行うこととし、関係団体、関係機関と協力し、互いに連携しながら継続的に役割を果たすことなどの取り組みを推し進めてきております。

また、市民の健康づくり活動を効果的なものとするために、市民が理解しやすく取り組みやすい健康づくりの目標値を設定して取り組んできております。

そこで、お伺いいたします。

一つには、健康さがえ21寒河江市計画が平成15年に策定されスタートしております。これまで計画に従って推進されてきたものと思います。来年度の平成22年度は計画の最終年度であります。これまでの計画の中で掲げてきた計画目標に対する達成度、それに施策の展開において具体的な施策に対する実施状況について、どのように評価をされているのかお伺いをいたします。

二つには、健康さがえ21寒河江市計画は平成22年度で最終年度を迎えます。これらの計画の中で掲げてきた計画目標に対する達成度を高め、それに施策の展開において具体的な策を実施してきた

としても、健康志向の市民の暮らしの中にはまだ健康に対する施策の推進が欠かせないと思います。また、今後の取り組まなければならない具体的な項目、平成19年のがん対策基本法の制定後のがん対策や、メタボリック対策などの新たな健康に対する取り組みが求められているのではないかと思います。平成23年度からの新たな健康への取り組みの計画を作成し、市民の健康づくりを推進すべきと考えますが、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

三つ目には、市民の健康への考え方が極めて多様化している現状にあります。そういう中で強力に健康の施策を実施していくためには、何らかのインパクトが必要であると思います。それに、市民の健康に対する意識の高揚を図るためにも健康都市宣言を行うべきと考えますが、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

四つ目には、日常の生活の中で毎日毎日が健康に心がけて過ごすことが大事なことであります。そしてまた、自分の健康は自分で守るという基本を一人一人が確認するということも大事なことであります。そして体調のチェックなどの健康状態により一層の注意を払い、運動、休養、栄養などに心配りすることへの市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るためにも、市民健康の日を制定してはいかがなものかお考えをお伺いいたします。

次に、通告番号14番、がん対策への取り組みについてお伺いをいたします。

本県においてはがんは死亡原因の第1位であり、現在では年間約3,800人以上の県民が亡くなっており、新たにがんと診断される人も年々増加傾向にあります。こうした状況の中で平成20年3月に国のがん対策基本法を受け、がん医療の提供状況、がん患者及びその家族の視点等を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため山形県がん対策推進計画を策定するに至っております。計画では、がん対策を実効あるものとして効果的に推進していくため、たばこ対策、放射線療法及び化学療法の推進、がん患者等への相談支援及び情報提供の充実、強化等6項目を重点的に取り組むべき課題として定めるとともに、10年間の全体目標として「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を定め、さらに分野ごとの5年間の個別目標を掲げ、がん対策の基本的な考え方や具体的な策を示しております。

本市の疾病統計によると、昭和62年から平成20年までの22年間で、昭和63年と平成10年の2年間を除いてほかの年は、死亡率の第1位ががんとっております。死亡者全体に対する割合も、平成20年で約28.3%を占めており、3人に1人はがんで亡くなっております。これを踏まえて何点か質問させていただきます。

第1番目として、がんの予防に対する取り組みについてお伺いをいたします。がんの原因は喫煙、食生活、運動等の生活習慣などのさまざまなものがあり、特に発がんリスクの低減を図るためにたばこ対策の充実や食生活、運動等に関する生活習慣の改善などを進めることが重要だと言われております。がんの予防対策は、市民や行政、関係機関・団体等が一体となり、市民総参加による健康づくりをすることが望まれるところだと思っております。そこでお伺いいたします。

一つに、県では平成20年3月に山形県がん対策推進計画を策定してがん対策を実効あるものとして効果的に推進をしております。寒河江市としてもがん対策の総合的な方策を盛り込んだ取り組みをしていかなければならないと考えますが、どう考えるのかお伺いいたします。

二つには、市民に対して、がん予防について普及啓発を推進し、一人でも多くの市民を恐ろしいがんという病にならないようにするための、がん予防の周知などについてどのように取り組んでい

るのか、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

2番目として、がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについてお伺いいたします。がん検診を定期的を受診することは、早期発見・早期治療につながり、がんによる死亡率を低下させる効果があるのではないかと思います。そのためには、がん検診の受診について効果的に普及啓発を図り、多くの市民ががん検診を受診することが求められております。そこでお伺いいたします。

一つには、がん検診についての重要性や受診状況について、広く市民に広報などで啓発や情報提供することによって検診の受診率を高めるとともに、さらに未受信者に対する普及啓発や受診勧奨についてどのように取り組んでいるのか、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いをいたします。

二つには、市民の中には休日検診を望む声があります。休日検診を行うことによって受診の機会がふえることとなります。このように、未受診者に対しての受診勧奨に重点を置いたより効果的ながん検診が望まれるのではないかと思います。がん検診の休日検診の取り組みについてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

3番目として、がん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の導入についてお伺いをいたします。正しいがんについての知識などが掲載されたがん手帳を持つことによって、患者にとっては痛みや副作用、治療経過などを書きとどめておくことで自己管理に役立ってもらい、医師の診察や薬剤師の服薬指導を受ける際にもみずからの状態をきめ細かく伝えることができるようになるなどの利点があるのではないかと思います。そして、がん手帳を通じて患者の情報を病院や診療所など複数の医療機関で共有できるようになることから、互いに連携し地域全体で緩和医療を進めることにもつながっていくのだと思います。

平成20年度に西村山地域をモデル地区に設定し、県のがん対策推進計画に基づき、がん患者在宅療養支援連携推進会議が持たれ、医療機関と患者との地域連携などについて事業が進められております。そこでお伺いいたします。

一つには、がん患者在宅療養支援のモデル事業で医療機関と患者と地域連携などについてどのような検討をされているのかお伺いをいたします。

二つには、正しいがん知識の普及と病院や診療所など複数の医療機関での情報共有のためのがん手帳の導入について、いかがなものかお伺いをいたします。

4番目として、子宮頸がんワクチンに対する公費助成についてお伺いいたします。女性特有のがんの一つに子宮頸がんがあります。子宮頸がんは若い女性でもかかる可能性が高いがんであり、特に、最近では20歳代から30歳代の女性で子宮頸がんにかかる人が増加しており、45歳以下の女性の死亡原因の2番目にこの子宮頸がんが上げられております。子宮頸がんは、HPVヒトパピローマウイルスが原因で発症することがわかっており、ほとんどの女性が一生に一度は感染すると言われております。そして、10人中9人は免疫力でウイルスを追い出せるのですが、まれに持続感染すると細胞が変化し、進行が進むとがん細胞へと変化することになります。この子宮頸がんは、ウイルスが原因なので予防ワクチンが開発されています。早く感染に気づくことが大切で、子宮頸がんは検診と予防ワクチンでほぼ100%予防可能であることがわかっております。毎年約8,000人の方が子宮頸がんと診断され約2,500人の方が亡くなっております。

子宮頸がんにストップをかけるには、予防ワクチンの接種が望まれます。子宮頸がんの予防ワク

チンが平成21年10月に承認され、12月から販売が開始されました。予防のためには3回のワクチン接種が必要で経費は、合計4万円から5万円程度かかるということです。そこでお伺いいたします。

一つには、子宮頸がんについての本市の実態についてお伺いいたします。

二つには、子宮頸がんはほぼ100%予防が可能な予防ワクチンの接種がより多くの方に望まれます。接種を多くの方にさせていただくためにも予防ワクチンの接種に対しての公費助成について、いかがなものかお伺いをいたします。

次に、通告番号15番、乳幼児の健康について、特にヒブワクチン接種についてお伺いいたします。

乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌、正式にはインフルエンザ菌b型といいます。かつては髄膜炎とも言われていた病気ですが、そのほとんどが抵抗力の弱い5歳未満の子供に発症しているのが現状です。自然感染で髄膜炎になりそのうち約5%、20人に1人が亡くなります。4人に1人が後遺症に苦しんでいると言われていています。初期症状は発熱と嘔吐といった症状で風邪などと診断されることが多く、しかも急激に症状が進み、最初から細菌性髄膜炎と診断されることは少ないと言われていています。

この細菌性髄膜炎の予防に有効なのが、多くの国で利用されているヒブワクチンです。国内では平成20年12月に任意接種が可能となりましたが、1回当たりの費用は7,000円から8,000円程度で、接種は生後3カ月から開始し、必要とされる4回分の接種費用は約3万円と高額となります。このことから、乳幼児を持つ保護者の方は関心が高く、接種を希望しても費用負担が高額なために受けられないという声が聞かれます。そこで、東京都では平成21年4月から市区町村がヒブワクチンの予防接種を助成する場合、助成額の2分の1を助成する制度を全国に先駆けて始めました。この動きは全国に広がりつつあります。そこでお伺いいたします。

一つは、細菌性髄膜炎についての本市の実態についてお伺いいたします。

二つには、ワクチンの予防接種が高額なためためらう人が出てくることが考えられます。将来を担う子供たちの安全と安心の子育てのできる環境づくりの一環として乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌の予防ワクチンの公費助成を本市でも実施すべきだと考えますが、市長の御所見をお伺いして第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員からは、健康づくりに関して3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、健康さがえ21についての御質問であります。

寒河江市の健康づくり計画、健康さがえ21につきましては、健康文化都市の形成を目指して「健康長寿の延伸」、「壮年期死亡の減少」、そして「生活の質の向上」を目指して、目的として本市健康づくり施策の方向や具体的な目標値を設定し、計画期間を平成22年度までの8年間と定め平成15年3月に作成したわけであります。策定に当たりましては、20歳から79歳までの市民の方、約5,000人を対象にした健康づくりに関する個人調査を実施をして、その回答を詳細に分析反映をして、また市の健康づくり計画検討委員会から御意見をいただいたところであります。

この健康さがえ21につきましては、掲げた計画目標については計画策定時の平成15年に比較いたしますと、高齢化の進展に伴い、寝たきり老人や生活習慣病は増加傾向にあるわけでありますけれども、ほぼ計画に沿って各種健康事業を推進してきたものと認識しているところであります。基本計画に掲げました健康づくりの拠点としてのハートフルセンターにつきましては、健康福祉部門を初め社会福祉協議会、訪問看護ステーション、シルバー人材センターの機能が一体として、一般市民の方々や各種団体への健康情報発信基地としての役割を果たしてきたとともに、2次医療の疾病対策としての総合健診や各種健康診査の充実につきましては、先ほど那須議員から御指摘がありましたけれども、各種団体、医療機関、検診機関がそれぞれの立場で御努力をされて実績を積み重ねてきているわけであります。そうした結果、全体として着実に推進してきたものというふうに認識しております。

また、施策展開の中心となります生活習慣病の予防につきましては、栄養・食生活、歯の健康、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、がん、循環器病、糖尿病など九つの項目に区分をして、それぞれの項目ごとに目標値を設定をしたところであります。保健師や栄養士による健康相談、健康教室、栄養指導、食生活改善推進員の養成講座、さらには乳幼児の歯科保健、特定検診・がん検診の受診年齢の引き下げなどによりまして、個々の項目については詳細の追跡調査はこれからであります。現時点では行っておりませんが、感触として目標値におおむね達成しているのではないかとというふうに認識しているところであります。

この健康さがえ21の見直しについての御質問でございましたけれども、先ほど申しあげましたとおり、平成22年でこの計画は最終年度となりますので、がん対策、それからメタボ対策などの社会情勢の変化に応じた新たな計画を盛り込んで、市民の健康課題を把握しながら平成23年度改定に向けて、計画の見直しを進めてまいりたいというふうに今考えているところであります。

また、市民の健康に対する意識の高揚を図るために寒河江市が健康都市宣言を行うべきではないかという御提言であります。健康文化都市を標榜する本市といたしましては大変意義のあることだというふうに認識しているところであります。健康づくりを市民的課題としてとらえ、市民や各種団体、関係機関と連携した運動として展開していくためには、多くの市民の共通した理解と認識が必要であります。それなりの市民の盛り上がりと動機づけが必要不可欠だというふうに思ってい

るところであります。来年度、市の振興計画の見直しを予定しておりますので、その中におきまして市民の健康づくりに向けた新たな施策の取り組みとして、健康都市宣言、市民健康の日などについても幅広く議論を深めていただければというふうに思っているところであります。

次に、がん対策の取り組みについて何点が御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

がんにつきましては、先ほど那須議員の御質問にもありましたが、昭和56年以来我が国における死因の第1位を占めております。平成20年では約34万2,000人、3人に1人ががんで亡くなっている状況にあるわけでありまして。

このため、がん対策は疾病対策上の重要課題、最重要課題の一つでありまして、国においても平成19年4月に「がん対策基本法」が施行し、同年6月に「がん対策の推進基本計画」を策定したところであります。また、県におきましても平成20年3月に「山形県がん対策推進計画」を策定したところであります。先ほど、議員の御質問にもありましておりであります。

寒河江市におきましても健康さがえ21の中で「がん予防のための生活習慣」や「がん検診による早期発見・早期治療」を目標として掲げております。その目標達成に向けて各種施策等を実施してきたところであります。

この健康さがえ21につきましては、先ほど申しあげましたとおり見直すこととしておりますので、お尋ねのがん対策の総合的な方策についても、県のがん対策の推進企画を踏まえながらその見直しの中で十分検討して盛り込んでいく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、がん予防の周知方法について御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。寒河江市におきましては、一般市民を対象にした健康づくり教室、運動栄養講座、さらには高齢者向けの健康講座、乳幼児健診時の健康教室、そして禁煙相談や健康相談などさまざまな講座、教室を開催しているわけでありましてけれども、こうした開催の機会をとらえて、がん予防に関する知識の普及や生活習慣の改善等の意識啓発を行ってきているのは、御案内のとおりであります。また、今年度実施をいたしました女性特有のがん検診に係る無料クーポン券配付の際にも、検診の必要性を記載した検診手帳を同封するなど周知に努めているところであります。

今後におきましても、市で実施いたします講座や教室にがんに関する内容を取り入れることはもちろんであります。健診などの通知の際にもできるだけ啓発資料を同封するなどして、市民への一層の周知を図っていききたいというふうに考えているところであります。

次に、がん検診の受診率向上と普及啓発についてお答えを申し上げますが、受診率向上対策といたしましては、今年度において新たに国民健康保険の被保険者で特定健診を受けていない方を対象に受診勧奨通知を送付をして、メタボや生活習慣病についての意識啓発を図るとともに、がん検診についても受診を促してきたところであります。今後におきましても、がん検診制度や検診の重要性、がんの早期発見・早期治療の効果などについてパンフレットやホームページ、市報などを活用しながら普及啓発を図っていく考えであります。

次に、がんの休日検診についてお尋ねがありました。今年度は総合健診を全部で64回実施、これからの予定も含めて計画をしております。そのうち、平日以外の実施は2回実施であります。がん検診は総合健診の当日でも申し込みができますので、平日以外でも受診することは可能であります。平成22年度は総合健診65回を予定しておりますけれども、土曜日が3回あります。総合がん検診は11回のうち土曜日が1回ということで、合わせて4回と休日検診日をふやしたところであります。

また、平成22年度の健診申し込みの際に、どこで受診しているのか、また、受診できない理由は何なのかなど、受診状況に関する調査を行ったところでありまして、現在その調査結果を取りまとめ中であります。その結果に基づいて、休日検診をふやす必要があるかどうかについても検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、がん手帳の導入について御質問がございましたが、県の方では「山形県がん対策推進計画」に基づき、がん患者が在宅で療養生活ができる環境を整備するために、御案内のとおり平成20年度に西村山地域をモデル地区に設定し、がん患者在宅療養支援連携推進事業を実施してきたところであります。がん患者やその家族の方々は、さまざまな困難があっても住みなれた家庭や地域での療養生活を望む人が多いということが国の調査などでも報告されているわけでありまして、また、保健・医療・福祉等の従事者には、がん患者の意向を踏まえて自宅や地域での療養を選択できるように、在宅療養の総合的な相談や適切な支援・サービスを提供することが求められているわけでありまして、この平成20年度のモデル事業におきましては、拠点病院と地域の診療所が連携できるシステムづくり、そしてがんに対する理解を深めるための患者、関係者向けの在宅療養支援の手引きの作成などが検討されているわけでありまして、今年度はこのモデル事業を踏まえて、保健所主催の「がん患者在宅療養支援連携推進会議」が開催をされまして、その中でがん患者の皆さんみずからが症状や治療経過などを書き込む「わたしのカルテ」を活用した事例検討などが行われているわけでありまして、この「わたしのカルテ」は、那須議員御質問のがん手帳とほぼ同様のものと思われるわけでありまして、その導入については会議での検討結果や治療に当たる病院、さらには地域医療を担う医師会などとの連携、そして何といたしてもがん患者の皆さん、その家族の皆さんの意向を踏まえることが大切でありますので、これまで実施に踏み切っている自治体状況なども十分調査をして今後研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、本市の子宮頸がんの実態でございますけれども、子宮頸がんに限らず子宮のがんで亡くなった市民の皆さんは平成16年から平成20年までの5年間で7名というふうに報告を受けております。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、昨年10月に承認され12月に販売開始されたばかりの新しいワクチンであるわけでありまして、接種は半年で3回、接種費用は先ほど議員の御質問にもありましたとおり、3回で3万円から5万円となっているわけでありまして、

公費の助成の問題でありますけれども、全国的には一部において実施されている自治体もあるわけでありまして、先日設置をされました子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成推進実行委員会では、政府による公費助成の実現を求めていくことにしておりますので、そうした動きや県などの動向を十分注視してまいりたいというふうに思っているところであります。

最後に、ヒブワクチン接種のお尋ねであります。お答えを申しあげたいというふうに思います。

少子化が急速に進行する中で、子供たちの健康は親御さんだけでなく社会の責任において守っていかねばなりません。健康を守る上で、各種の感染症に対し予防接種が重要な位置を占めるのは御案内のとおりであります。予防接種におきましては、予防接種法に基づく定期予防接種、臨時接種、保護者の判断で実施をする任意接種があるわけでありまして、本市の乳幼児や児童生徒に対する予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく定期接種のBCG、ポリオ、麻疹・風疹混合、ジフテリア・百日咳・破傷風、日本脳炎のワクチン接種を実施しているわけでありまして、また、昨年来から世界的に猛威を振るいました新型インフルエンザの感染拡大防止のために、国の事業と

してA型インフルエンザHAワクチン接種につきましても補助事業と市単独での事業なども組み合わせて実施をさせていただいたところでございます。

御質問のヒブワクチン接種につきましては、乳幼児期の細菌性髄膜炎の予防に有効であることは保護者の皆さん、それから小児科医師では認識されていることは承知しているわけであります。市としての公費助成の御質問であります。ヒブワクチンの接種の状況、保護者の皆さんの意向などを踏まえながら、また他の市の状況なども調査の上で検討していく必要があると考えております。また、法律に基づかない任意接種であることから、万一の副作用による健康被害が生じた場合、予防接種法による補償が受けられないこともあるわけです。今後は、市としても定期予防接種化に向けて声を上げていかなければならないというふうに思っています。

なお、寒河江市におきます細菌性髄膜炎の発症の実態についてはデータはございませんが、県の衛生研究所が県内10カ所の基幹病院での発症報告をまとめた県感染症発症動向調査によりますと、過去5年間の山形県内全体での発症者数は平成17年が5人、平成18年が6人、平成19年が2人、平成20年が5人、平成21年も5人の発症が報告されているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入らせていただきます。

先ほど、多岐にわたる質問に対しまして御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。限られた時間でもありますので、絞って2問目は質問をさせていただきたいと思います。

先ほど市長の方からは、健康さがえ21、平成15年からスタートして平成22年までということで最終年度を迎えるわけでありまして、改定見直しというような話がございました。このことにつきましては、先ほど市長の方からも8年間の達成度と、それから評価というようなことが答弁でございましたけれども、そういう中にありまして、私も1問目でも申しあげましたが、いろいろの健康のニーズと申しますか、そういうものもあるということから、やはり改定見直しに当たりましては、市民のそのようなニーズ調査、先ほどもこの健康さがえ21をつくる場合でも5,000人の方々からのアンケート調査もされたというようなことがありましたが、その辺の市民のニーズ調査が私は必要ではないかなと思っているところです。その上に立って、新たな見直し改定ということ、私はすべきでないかと。

それからもう一つは、この健康計画につきましては、もう既に県の方では「やまがた夢未来健康づくりプラン」ということで、平成20年3月に見直しをしております、平成13年からスタートをして平成22年の10年間ということに進んでおったんですが、ちょうど平成22年3月に見直しをして平成24年までというような形で2年間延長して今進んでいるわけでありまして。これは国の方のがん対策基本法、県が制定したがん対策推進計画と整合性を合わせるという形で平成24年ということになっているんですけれども、その辺、今回寒河江市で見直しをする健康さがえ21、これはどのような計画期間というものを設定されているのか。当然、がん対策基本法は5年が一つのやっけていく時期なんですけれども、10年というような長きにわたっての計画内容も中には入っているわけでありまして、今回平成23年度から新たスタートする見直し改定版、どのような時期を考えていらっしゃるのか、この辺のところをお伺いをしたいと思います。

それからもう1点は、県の方の計画をつくる際にも、当然、健康文化やまがた21フリー計画の改定委員会というものを立ち上げて、その委員会による見直しをされておられますけれども、寒河江市としても、今回健康さがえ21を改定するに当たってどういうふうな委員会というものを立ち上げるのかどうか、委員会を立ち上げるならばその委員会というものの中で市民の声をどういうふうな形で反映をしていくのか、その辺、考えがとおりであるならばお聞きをしたいと思います。

それから、私健康というものを、先ほど市長からもありましたけれども、健康診断というのは非常に大事なところではないかなと思います。がん検診もそうなんですけれども、健康診断を多くの市民にさせていただく、健康診断をすることによって自分の健康がわかるわけでありまして、その辺のところから自分の健康を保つための大きな目印になるのが、私は健康診断ではないかなと思っております。

それで、寒河江市の方でも、先ほど市長からあったように市民に対して要するに健康診断をやられているということで、健康診査につきましては、特定健診もそうなんですけれども、法律で40歳以上というようになっておりますけれども、がん検診もそうなんですけれども、寒河江市の場合は実際繰り上げて30歳から健康診断あるいはがん検診をやられている。市民にとっては要するに自分の

健康を知るためには非常に大きな要素になってきているのではないかなと思います。それで、職場に就職をしますと、当然労働安全衛生法の規定がありますから、これは全員健康診断をしなければならぬという規定でされておられますけれども、市民サイドの方にとりましては30歳以上の方々が対象になっておりますから、当然、20歳以上から30歳以下の方々、それらについては健康診断の中からは私は外れているのではないのかということで、寒河江市としても今の30歳の年齢枠を20歳まで引き下げて、ある程度多くの方々から健康診断を受けられるような体制づくりというものが私は必要ではないかなと思っております。当然、これは専業農家の方とか、それから今職を失っている方々、これはどこからも健康診断が受けられない方になっておりますので、20歳から30歳ぐらいの方々、それらについての健康診断を受けられる体制づくりということについて何か考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど市長からも健康の都市宣言とそれから市民の健康の日の制定ということで、新たに今後の振興計画の中でそれぞれ議論をしていくという話がありました。ぜひとも、寒河江市としてこれから健康都市宣言と健康の日の制定をお願いしたいなということを思います。

それで、先進的な事例を見ますと、これは山形県内でもやっている町、あるいは隣の宮城県などは平成11年ころから県を挙げて県民健康の日を定めてそれぞれ市町村で取り組んでいるというような動きがありますけれども、その辺のところでも多く共通している点は健康づくり推進委員を配置しているということでありまして。寒河江市の場合も食生活改善推進員というのが市内の方に約95名ほど配置をされておられますけれども、私は健康づくりというものをメインとするならば、食生活も大事な一要素になっておりますけれども、健康づくり推進といいますが、名称変更含めながら健康、食生活ばかりでなくて健康全体を推進するような委員といいますが、そういうものを私は配置をして広げていくべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方がありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、がん対策でありますけれども、がん対策につきましても総合的な方策を盛り込んだ取り組みということで、健康さがえ21の方とあわせて改定見直しをするということでありました。がん対策につきましても先ほどもありましたけれども、総合的な取り組みが大事だということでもあります。

特に、先ほどありましたがん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の導入、これは平成20年度に西村山地区をモデル地区に設定して、先ほど私が質問したわけでありまして、その中で県のがん対策推進計画に基づいてそれぞれ取り組まれておりますけれども、私も「わたしのカルテ」というものを見せてもらいました。それを見ますと、がん患者の治療履歴、それから病気の経過、緊急連絡先、いろんな情報が詰まっているカルテでありまして、要するにそれを持つことによって患者とそれから医療機関との共通理解ができるということで、これは大きな意味では最終的に緩和地域ケアということなどを目指しているということなどにもあったわけでありまして。

これは先進的な事例を見ますと、全国で初めてやられたのが大阪府の豊中市、2008年からスタートしておりまして、がん患者の症状や治療経過などを書き込むがん手帳ということでスタートしております。このがん手帳を見ますと、特徴が先ほどあったように、がん検診の結果、それから治療の経過、自分自身の日々の痛み、症状、これが明確に書かれていると、がんと診断された患者がその後直面するケースを予定したセカンドオピニオンといいますが、緩和ケアといいますが、在宅療

養などの専門的な用語も明確に手帳の方に入っているということで、がんを理解しやすいような手帳になっているということもあるわけであります。

実際に手帳の目的が二つありまして、がんについての市民と患者への啓発ということと、地域で緩和医療の推進、これが手帳の大きな目的になっているようです。これは市の方でもがん手帳を導入することによって、一つは病院と診療所で共通の治療指針づくりが進んだということと、在宅療養への移行や再入院する際もスムーズに切れ目なく緩和医療が提供できたというような大きな目的と特徴があったようです。特に、医師などの話を聞きますと、緩和医療は終末期に体の痛みを取り除けばいいというものではないと、その人らしい生活の質を支えることが大切なんだと、がん手帳はそのきっかけになればということで、非常に有効な手帳だということで、大阪府の豊中市では2008年7月からスタートしているということであります。この辺についても、今の動向を見ながらということなんですけれども、ぜひ市としても導入をお願いしたいと思いますけれども、その辺の豊中市の例について市長の御所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、子宮頸がんのワクチンの件でありますけれども、先ほど市長からありました無料クーポン券です。この無料クーポン券につきましては今回子宮頸がんと乳がんということで、二つの無料クーポン券が配付をされておりますけれども、これは早期発見・早期治療というようなことでの有効性と、それからやはり早期発見すれば完治度合いが上がってくるということと、その治療にかかるお金と時間の負担も軽減するというので、検診をすることで多くのメリットが考えられるということから、定期健診をするためのきっかけづくりと、私はこれが大きく今回の無料クーポン券にはあったのではないかなと思います。

それで、これを見ますと、20歳、25歳、5歳刻みで40歳まで、それぞれやられておられますけれども、これは実際に今回は10月から始まりまして1月末でクーポン券についてはもう終わっております。私は、こういう形でクーポン券を配付することによって、先ほど言いましたが、定期健診の大きな動機につながってくるのではないかなということで、その辺の配付、平成22年度については予算が上がっておりませんが、私は継続して配付をすべきでないのかなと。それとともに、当然これは将来に向けては恒久化として取り組むべきではないのか。それといま一つは、20歳から40歳までの5歳刻みでありますけれども、対象年齢を大きく拡大すべきではないかなと、このように思いますけれども、この辺市長から何か御所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、ヒブワクチンでありますけれども、これは市長からも今後の検討課題という話がありましたが、東京都ではもう既に実施をする場合に各市町村の方に2分の1の補助をするというのが始まりました。市長としても県の方に働きかけをしていただいて、できれば県の方の補助制度をつくっていただくというようなことで、ぜひとも市長に県への働きかけをお願いしたいと思いますけれども、この辺の考え方がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

以上で、第2問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたけれども、基本的には健康づくりというのは、寒河江市の取り組みだけでなく、やはり少なくとも県全体として一緒になって、県も市も一緒になって県民・市民の健康づくりに対して努力をしていく、そういった連携した取り組みというものがやはり必要であろうというふうに思います。そういった意味で、さまざまなワクチンの助成についての御提言、御質問もありましたけれども、そこら辺はやはり県全体としての取り組みと市の支援と一緒にした取り組み姿勢というのがやはりいいのだろうというふうに思いますので、そこら辺は県の方にも要請をしていかなければならないというふうに思います。

それから、第2の御質問の最初に戻りますけれども、健康づくり21の見直しであります。平成22年度中に見直しをして平成23年度から新たな計画ということになるわけでありましてけれども、これについても先ほど来申しあげておりますとおり、県の計画との連動性ということを十分に踏まえて計画づくりをしていくというのが実効性の上がる計画実施ではないかというふうに考えております。県は御案内のとおり、さきの計画を2年間延長したわけでありまして、市としてもそこら辺は十分に頭に入れながら見直しの作業を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、その中で委員会をどうするか、推進委員会を立ち上げるかどうかなどについてもこれから検討させていただきたいというふうに思います。

それから、健康診断の30歳未満の新たな取り組みはどうかということでありましてけれども、これについてはやはり状況等を見ながらいろいろ検証させていただいてその対応を考えさせていただければというふうに思います。健康づくり推進委員の設置、それからいろんな健康宣言、健康都市宣言、それから健康の日などについてもあわせて宣言をすることと同時にやはり具体的ないろんな取り組みをして、名ばかりでなくて形のある健康都市のあり方と進め方というのが必要でありますから、そこら辺は先ほど来答弁させていただいておりますとおり、来年の計画の見直し、それから振興計画の見直し等の中で大いに議論をして、名実ともに健康づくりに向けた取り組みというものを進めていく中で、そういう事業についてもどうしていくのかということを多くの市民の皆さんの御意見をちょうだいしながら進めていくというのが必要だろうというふうに思います。

それから、がん対策のがん手帳についてもいろいろ他の事例なども参考にさせていただきながらこれから進めていかなければならないというふうに思っているところでありますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目でありますけれども、先ほど1問目でもお話を申しあげましたように一人一人が自分の健康に自覚と認識を持つ、これが大事かなと思います。

それとやはり、市長からもありましたが、新たな健康への考え方をつくるということも大事ではないかなと思います。

それと自分の健康は自分で守ると、これは大原則であるんですけども、行政としてしっかり市民の健康に対する方向性といいますか、その企画というものを進めていく責任もあるのではないかなと思っております。そういう意味では、健康というものに総合的に取り組んでいく必要があると私は思います。市民の健康増進のためにより一層取り組むことを要望して私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号16番から19番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 平成の改革、地方分権改革によって明治以来続いた国と地方の上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わって10年になります。市民主権と言いながらも残念ながら日本の地方自治は一般的に、由らしむべし知らしむべからず、首長や役所にお任せしなさい、役所がやってくれる、となってきたのであります。その一例が各種審議会などに対する当局からの原案諮問がほとんどになっていることであります。この状況から現在も脱し切れていません。克服するには、意識改革と徹底した情報公開が必須であります。そのような観点から通告に従い順次質問しますので、市長の見解を伺いたいと思います。

通告番号16、市政全般について。

の市民が利用しやすい施策の実現について、今回は二つの補助金制度の使い勝手について伺います。

一つは、合併処理浄化槽設置補助金についてであります。この制度は、そもそも寒河江市生活排水処理施設整備計画によって、田代と幸生を除く平場を特環を含む公共下水道として整備し、汚水は一元的に終末処理場で処理する方式と定めたことにより、整備に長期間を必要とすることから、地域間格差は避けられず整備が後年度になる地域については補完策として合併処理浄化槽で対応すると定め、補完する制度として設けられているのであります。

ところが、現実には財源的には国県の補助制度に上乘せしている部分もあることから、前年度に申し込みをとっています。その結果、前年度に申し込みをしていない場合には補助金対象にならないことや、前年度に申し込みをしていても4月1日以降に補助金申請をし承認を得た後の着工が対象であり、早春の着工の場合は補助金制度が利用できないなどの苦情や改善を求める声が多くあります。要件が整わず、補助金を受けられなかった数は、把握されていないそうではありますが、市単独を含む合併処理浄化槽設置対象地区の平成18年度から平成21年12月までの一般住宅の新築で見ると、補助金を受けているのが21.73%と極めて少ないのには驚いています。平成22年度当初予算には昨年の1.5倍、925万7,000円が計上されていますが、その内容を含め運用面での改善点をお示しいただきたいと思います。

二つには、新規事業である住宅建築推進事業補助金についても事前着工については同様の心配があります。制度の立ち上げに当たって、使い勝手のよいものを求めてきましたが、どういう内容になっているのかお伺いいたします。

市の行政は、国の法令に基づき条例、規則、規定、要綱や要領が定められ、それに基づいて執行されているわけであります。合併浄化槽設置補助金や住宅建築推進事業補助金などの市民が受けるサービスの多くは、要綱や要領で定められています。

ところが、条例や規則、規定は市の例規集に載っているが、要綱や要領は載っておらず、担当の係員に照会しないとわからないのが実態であります。したがって、市民が常にすべての行政サービスのメニューやその内容がわかる環境にはないため、自分に合ったものをみずからが選択し利用す

るといふことができませぬ。行政が「やっぺあげる」といふ姿勢の延長であり、改善すべき課題だと思ひます。

そこで、私は要綱、要領について例規集同様にホームページで公表することを提案いたします。このことによつて公正・公平な行政執行ができること、制度上の問題点や課題の発見、そして改善が図られること、市民の参加意識の向上と参加の拡大が図られるものと思ひます。市長の所見を伺ひます。

次に、 の市民要求の受け付けのあり方について伺ひます。

市民や地域の要望には、市役所に来られて口頭の場合、書面の場合、また座談会や他の会合の場合などで受ける場合、電話やメールなどさまざまな形があると思われませぬ。ところが、その内容や経過の記録方法が担当課や担当者によつてまちまちであり、年度を越した場合引き継ぎがされていぬケースもあります。したがつて、私は受け付けの方法をペーパーに残す、要望が解決するまでは継続保管するなど統一した方がトラブルが防止され、担当者の負担軽減や事務の効率化、信頼の拡大にもなると思ひますが、市長の見解を伺ひます。

次に、通告番号17、機構改革について。市議会の担当が総務課から、新設される財政課に移すねらいについて伺ひます。

県内13市の中で、唯一鶴岡市が総務部財政課で議会担当されていませぬが、鶴岡市は議会の招集、議案の総括及び議会との連絡となつていませぬ。その他の市は総務課もしくは庶務課が担当していませぬ。議会にとつても財政問題が重要なことは理解しませぬが、二元代表制のもとで議会基本条例や自治基本条例の制定が話題となり議論されていませぬ現在、財政課に移す提案に唐突な感否めませぬ。そこで2点伺ひます。

一つは、議会の招集を総務課に残して、新設される財政課に議会に関することを移すことのメリットは何か、デメリットはないのか伺ひます。

二つには、議会に直接関係する案件でありませぬ。2月19日の議員懇談会の場で行財政改革に伴う組織の見直しについて説明され、初めて知つたわけでありませぬ。したがつて、19日に説明した見直しがまとめられる前に議会側に話があつてしかるべきだと思ひますが、市長の見解を伺ひます。

次に、通告番号18、中期財政計画について伺ひます。

昨年9月議会でも質問しましたが、私が中期の財政計画や中長期の財政需要見通しの策定を求めるのは、3カ年の実施計画だけでは財政状況に見合った適正な事業選択が不可能であり、健全な財政運営が困難だと思ふからであり、それは4年以降に繰り延べになると3年間の実施計画にはあられてきませぬ。したがつて、財政の総枠からして本来スクラップ・アンド・ビルドで対応しなければならぬ場合でも、スクラップの必要性が見えてこぬ場合があるわけでありませぬ。結果、後年度に財政的なしわ寄せとなり財政運営に問題を生じさせるおそれがあるからでありませぬ。

したがつて、私は、公共施設の耐震化や市庁舎や橋などの公共施設の老朽化対策、防災無線のデジタル化などの課題があり、将来的にどれぐらゐの金がかかるのか、金額的には積算ができないにしても近い将来実施したい事業や実施しなければならぬ事業など、市民や議会に示して一緒に考へていくことが必要だと思ひます。そこで伺ひます。

9月議会の答弁にある計画策定の時期と想定される事業についてお伺ひいたします。

次に、通告番号19、平和問題について。平和市長会議への参加の意向について伺ひます。

私たちは、広島・長崎への原爆投下による唯一の被爆国民として、核兵器の廃絶、恒久平和の実現を目指しています。しかし、核兵器をめぐる世界の状況は、世界じゅうの平和を求める人々の願いとは裏腹にいまだに2万6,000発の核兵器が存在し、核の拡散や使用の危険性が高まっています。核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である核不拡散条約（NPT）体制そのものが危機的状況に直面しています。5月に開催される核不拡散条約再検討会議で、核兵器廃絶に向けた実効ある合意が図られるかが今日大きなかぎとなっています。そのような中で、「世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こう」という平和市長会議の活動が注目され世界じゅうに広がっています。

寒河江市では1984年、
「みどり豊かなふるさと寒河江を
核の黒い雨で汚してはならない
市民のしあわせなくらしと
永久の平和を守るために
すべてのひとびととともに
非核三原則を堅持し
核兵器の廃絶を求め
全市民のかたい誓いとして
平和都市を宣言する。」

と宣言しています。この宣言をしている寒河江市の市長として平和市長会議をどのようにとらえられておられるのか。また、その市長会議への参加の意向についてどのように考えておられるのかお伺いして、第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時30分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、川越議員の御質問にお答えしたいと思います。項目的に6項目ほどあるのかというふうに思いますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、市民が利用しやすい施策の実現ということで、合併浄化槽についてまず例を引きながら御質問いただきましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、合併浄化槽の設置に関する補助制度については、公共下水道事業の事業認可を得ていない区域を対象にして、生活環境の改善、自然環境の保全を主な目的として実施をしているわけでありまして、制度の内容としては、設置する浄化槽の規模に応じまして設置費用の一部を補助するものであります。その財源としては、3分の1が国庫支出金、残り3分の2は市という形になっているわけでありまして、これまでの制度の運用方法といたしましては、希望する市民の皆さんから毎年10月に翌年度分の申し込みをいただいたところであります。そして、その申し込み状況を取りまとめ、国への要望額や市の予算計上を積算してきたというのが実態であります。

しかしながら、ただいま御指摘ありましたとおり、事前申し込みの期限以降にさまざまなそれぞれの事情により急遽浄化槽の設置を計画される方も現実としてはいらっしゃるわけでありまして、そのような場合も補助制度を利用していただけるような制度の改善というものについてはやはり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

平成22年度につきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、昨年10月までに事前申し込みをいただいた件数と、さらにその後の見込みを想定いたしまして予算計上したところであります。そういったことでできるだけ市民の皆さんの要望にこたえていくような制度の改善というものを図っていきたいというふうに思います。

同じように、住宅建築推進事業補助金の場合でありますけれども、これまでも何度か機会を設けて説明させていただきましたが、住宅の建設促進、市内関連業界の振興、そして定住促進を目的といたしまして、さらには国のエコポイント制度の創設に合わせて来年度新たに事業を実施しようとするものでございます。事業の内容といたしましては、一戸建て住宅さらには附属する車庫、物置等の新築・増改築及び修繕やリフォーム工事を市内の建築業者に発注する場合に、その費用の一部を補助しようという制度でございます。この制度につきましても年間の建築件数を想定して予算計上したところでありますが、この実施に当たって現実的に予想を上回る追加申し込みがあった場合についても、市としては補正予算を計上して議会の御理解をいただきながらぜひ対応していきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

また、この制度につきましては、申請に当たっては建築主が市役所にわざわざ訪れなくても、建築主にかかわって施工業者が申請できるようにもしていこうというふうに考えておりますし、申請事務にふなれな個人の建築業者等に対しましては市の商工会から申請事務の協力について申し出ていただきましたので、さらに利便性が図られるものと我々は思っているところであります。

次に、制度の公平な運用や改善を図るための要綱等の常時公開についてはどうかということでありまして、

現在、市で設けております要綱、要領等は多岐にわたっているのは御案内のとおりであります。中には継続的なものもあるわけでありまして、国や県の制度改正、予算措置に対応できるように大半が単年度の要綱という形になっております。開かれた市政を推進する観点から、これらについても市民の皆さんが必要に応じ把握できるようにできるだけ公開していく必要があるというふうに考えております。つきましては、現在定められている要綱、規定等について分類・整理をして、市民の皆さんが利用目的に即した要綱を効率的に活用していただくためにはどのような方法が適切であるのか、川越議員御指摘のようにホームページでの公開なども一つの方法でありまして、いろいろ検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、市民の皆さんのさまざまな要求の受け入れのあり方について御質問をいただきました。

市民の皆さんや地域の方々からは日常的に相談や要望が担当課の窓口、さらには座談会、議会等を通じまして、また方法も文章、口頭、電話、メール等のさまざまな形で数多くいただいているわけでありまして、これらにつきましては、直接的には担当課で対応するということになるわけでありまして、例えば例を挙げますと、道路や年金などのように内容も多岐にわたっていくわけでありまして、そういった観点から、御要望等に係る受け付けの方法については全庁的に統一するのはなかなか難しいのかなというふうに現実的には思っていますので、担当課単位、さらには内容の性質ごとに統一できるのではないかと考えているところであります。

また、貴重な御意見や御要望の記録を残しておくということは、今後のさまざまな計画策定の参考としていくためには大変重要でありますので、これまでの文書で保存する方法に、後日検索するのに効率的なデータで記録する方法なども加えるなど、よりよい方法を検討していく必要があると思っております。

次に、市議会担当が総務課から新設された財政課に移す考えはどうかということでありまして。

私は、市政方針でも申しあげましたけれども、財政の健全化についてこの1年間さまざまな形で努力をさせていただきましたが、まだ道半ばであります。今後とも一心に取り組んでいかなければならない重要課題というふうに認識しているところであります。その決意のあらわれとして、4月から新たに財政課を立ち上げることにしたわけでありまして、この点については、議員各位には御理解、御協力を賜りたいというふうに思います。

市政の方針、考えなどを具現化をして政策として進めていく場合には、当然議案として議会に上程させていただくことになるわけでありまして、その内容的に見ますと、議案の内容を見ますと、条例案件も御指摘のとおり多々あるわけでありまして、予算に関する、かかわる議案というものがその量的にも圧倒的な割合を占めているのが現実であります。さらに、条例等の案件についても、事業予算を伴うものがあるわけでありまして、また、議会におかれましても、一般質問、総括質疑等においても事業予算に対する御質問も多く、さらに予算審議のために予算特別委員会を設けられて集中的に審議しておられるというのが実態、現状であります。それだけ事業予算に対するウエートが高い、重要な問題だと、課題だというふうに思っているところであります。私は1年間議会の皆さんとおつき合いさせていただきましたが、その体験、さらにはこれまでの行政経験を踏まえて、議会の皆さんとの関係をこれまで以上に適切にかつ良好にしていくためには、財政課発足を契機に担当部署を総務課から財政課にしていくことが適当である、適切であると判断した次第であります。

なお、これは執行部内部の問題ではありますが、議会の皆さんにも事前にお知らせする必要があります。そういう思いから先般の議員懇談会でも御説明させていただきましたので、この件に関しては議員の皆様のご格別な御理解と御協力を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、中期財政計画についての御質問であります。

健全財政の確立に向けた中期財政見通しの策定についてのお尋ねでありますけれども、御案内のとおり政権が交代し従来の国の政策も見直され、これに伴い行財政システムも変わって、また長引く不況、景気の低迷による税収の減少が続くなど財政見通しが極めて立てにくい状況にあるのは御案内のとおりであります。しかしながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、中期的な財政見通しを立てておかなければならないというのは自明のことです。

このたび、推進期間を5年間とする行財政改革指針を策定させていただきましたが、その実行計画となるアクションプランも国、県の行財政制度の先の見通しが大変難しい、不安定な、不透明なところから、取り組みを前期3年間、後期2年間として、まずは前期アクションプランの中で3年間の財政見通しを立てさせていただいているところであります。

しかしながら、議員御指摘のように、今後の公共施設の耐震化あるいは公共施設老朽化、広域行政事務組合消防本部の無線のデジタル化などについて例を挙げられましたけれども、将来的に大規模な事業についてどのくらいの経費がかかるのか、また近い将来にしなければならないものはどのような事業が想定されるのか、その財源的な裏づけはどうかということでありましようが、具体的にまず申しあげますと、公共施設の耐震化事業につきましては、先般の一般質問でもお答えしましたけれども、小中学校施設の耐震改修を優先的に進めているところであります。その他の市有施設については、小中学校の耐震化が終了後に着手するというところであります。その結果を踏まえて、計画的に整備をすることになっているわけでありましようけれども、現時点では耐震診断を行っていない施設も多数ありますので、事業費については把握できない状況にあるわけでありましようけれども、おおよその目算程度は何とかこれは把握しておかなければならないのではないかとこのふうには考えているところであります。

橋の長寿命化などにつきましても、今年度実施しております橋梁点検業務委託の結果を踏まえて、来年度に「長寿命化修繕計画」を策定することにしておりますので、整備費が把握できるものというふうに思います。また、今後その他の老朽化施設の対策についても整備費の増加がある程度見込まれますので、これらの事業についても今後の中期財政見通しに反映させていきたいというふうに考えておりますし、実施計画にも当然のことながら掲載していくことになろうかというふうに思います。

このたび、市有施設整備基金の条例を上程させていただいておりますけれども、この基金も活用しながら整備に対応していくということになろうかと思っております。

また、広域行政事務組合消防本部の無線のデジタル化につきましては、平成28年度から実施をしていくという決定をしておりますけれども、平成28年から実施をしていかなければならないことが決定しているわけでありましよう。消防本部におきましてはまだ検討に入ったばかりの段階でありますので、その事業費や整備期間、整備時期などについてはこれからであります。

その他、当面見込まれる事業ということでありましようけれども、市営住宅の改築、さらには山西米

沢線の市立病院前の改良工事などが現在は考えられているところであります。

また、将来実施しなければならない事業を議会や市民にお知らせをして、一緒に考えなければならぬのではないかということでもありますけれども、近い将来見込まれる大規模な事業につきましては、来年度見直し予定の振興計画の中でできるだけ織り込みながら議論をいただくことになろうかというふうに考えておりますけれども、さらに開かれた透明な行政運営に向けまして、パブリックコメントなどを活用して積極的に市民の皆さんの御意見をいただきながら、事業の優先度などについてもわかりやすく市政の展開を進めていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、平和市長会議への参加の意向についてはどうかということでもあります。

平和市長会議、先ほど御案内のとおり、昭和57年広島市長の呼びかけで設立された国際機構であります。この3月1日現在の加盟都市は135カ国3,680都市に及んでいるようであります。その趣旨は、原子爆弾が投下された広島・長崎の悲劇が再び地球上に繰り返されることのないよう、世界の恒久平和の実現に寄与するため、世界の都市と都市が国境を越え、思想・信条の違いを乗り越えて連帯し核兵器の廃絶に向けて努力をするというものであります。行動の原則として、それぞれの都市の置かれている実情を尊重しながら友好、親善を基調とするというふうになっているわけでありまして。さらに、国際連合との協調のもとに核兵器の全面撤廃と恒久平和の確立を目指すことのみならず、飢餓・貧困等の解消、難民問題、人権問題の解決及び環境保護に向けての活動をするということになっているようであります。

この平和市長会議への加盟ということでもありますけれども、核兵器のない平和な世界の創造は全世界の人々の共通の願いでもあるわけでありまして。平和市長会議が真摯に核兵器の廃絶と世界の平和を求めて活動する機構であるというふうには十分認識しているところであります。

御案内のとおり、寒河江市におきましては、昭和59年7月に人類を破滅に導く核兵器の廃絶を求める恒久の平和を守るために全市民の誓いとして「平和都市宣言」を行っております。市としての意思は既に内外に表明しているというふうには私は認識しているところでありますが、その平和市長会議への参画についての取り扱いについては、事の性質上、真摯に受けとめさせていただいてこれから検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目の質問に対して詳しく答弁をいただきましてありがとうございました。

さらに理解を深めたいという部分がありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

1番目の補助金の関係ですけれども、二つお尋ねをしました。もうちょっとお尋ねをしたいんですが、合併浄化槽の関係について、1問でも申しあげましたように、今年度よりも来年度は5割増しで予算計上されているわけでありましてけれども、申し込み、去年の10月に集約しただけでなくて余計見てくださっているの、十分わかるんですが、しかし数的に、集約したのが15基分で、そして22基分今回の当初予算にもらっているというふうに聞いているんです。これは国の方の補助だけでなく市単独の分も含めての数だそうなんですけれども、実際去年、おととしのものをしてみると、新規の住宅だけでさえも20%ちょっとという補助の利用状況です。そのほか水回りだけしているという部分も含めると、もっともらえないというか補助制度を利用できない人がいるのではないかなと思うのです。申しあげましたが、この補助金制度というのは、先ほど市長も申されておりましたけれども、河川や水質汚染の主要な要因である家庭から出る生活雑排水、これをきちっと処理していこうというのが寒河江市の家庭排水処理施設計画なわけですから、それで、おくれるところについては大変申しわけないけれども、補完的なものとして各家庭で合併浄化槽をつけて排水を流してくださいという制度なんですね。したがって、その方には市で補助金出すと言っているんだけれども、そうすれば当然その対象者みんな、というのがこの制度からすれば本来的だというふうに思うのです。したがって、今回非常にまだまだ数字的な乖離があるなというふうに思いますので、この点については今後どういうふうになるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

住宅建築推進事業補助金については、申請がどんどん出た場合には補正予算を組んで対応しますというふうなことで、この金額だけでないですというふうに先ほどあったんですけれども、逆に合併浄化槽の方などは、そういう制度の趣旨からすれば、そういう対応も必要なのではないかなというふうに思うんですけれども、合併浄化槽についてもそういう対応がなされるのかどうなのか、それをお聞かせをいただきたいというのが1点。

それから、住宅建築推進事業補助金の方については内容はわかりましたけれども、一戸建ての新築なり外築の場合の補助額というのはどういうふうになるのか、どのように考えられているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、次、要綱、要領などのホームページアップという、これは私ども議会運営委員会で今年度であり、年度でありますけれども、視察に行った相手方の方では要綱と要領の分も例規集の中に別立てでしているんですね。したがって、私はこれも要綱に入れてということも提案しようかなというふうなことも思ったんですけれども、そうすると今寒河江では2冊になっているのが4冊にもなるというふうな、したがって、ホームページに載せるというふうなことであれば、比較的そういう例規集全体を倍にするようなことでなくても可能なのかなというふうに思ったので提示をさせていただきました。

しかし、それぞれの予算、国の方から出るものなどは単年度、予算がならないというだけなわけです。逆に言えば、国の補助制度を受けるために要綱をつくらなければならないという、あるいは寒河江市で上積みする場合には要綱をつくらなければならないということは十分承知をします。

しかし、それは予算の範囲内という文言を入れることによって、確かに単年度の要綱ではありませんけれども、十分運用できる。制度の中身自体はいろいろ検討でき、あるいは国の予算がつかなくなったからそれでは寒河江市だけのお金ですかどうかというふうなことなども、そういうときにそれがあるという議論できるというふうに思うのです。

そして、これまで寒河江市の議会の中で、ここで一般質問などで政策的な議論しますけれども、ここで初めてこうやりとりみたいな部分があるわけですから、そういうのが要綱がずっと制度の中身がみんな見える状況になっていると、ここのこの部分こう直したらいいのでないかという政策論議が非常に進むんですね。そういうふうな意味でも、これぜひ検討して、もちろん検討されるというのは整理をしながら検討するというふうなことでありますけれども、よそでやっている部分がありますので、心配なことや問題点があるとすれば、そういうふうなところからもお互い学び合いながら、当局は当局で調査をしていただきながら前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、要求の受け付けの関係についても先ほどのやつでいいわけですから、やはりきちっと、何ていうかな、ばらばら、それぞれの課ごとに公式はしなくてもいいですけども、きちっとしたものがあるという、これだけをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、逆に市長の方からは提言あった案件などについては記録をデータベースに残すと。こういうふうなことなどまさに今の時代に合った対応だというふうに思いますので、よろしくその実効あるものにしていただきたいというふうに思います。

それから、議会との関係、これわかります。財政課、国の制度、新しい制度、補助制度も含めて一番早く情報入るのが財政ですというようなことを聞いてくるというようなことで、そこが一番最新のものというかな、持っている、こういうことは十分理解、私もします。しかし、県などはその下に市町村があるので中間的な行政機関になりますけれども、市町村となるとすぐ下が住民だというふうなこと。それから、財政課で最新の情報を持っていると、したがって財政課と議会と結びついてよりいいものをつくっていかうというよりも、財政課で持っている情報、最新のものを市役所の中でどう全体化するかが極めて重要だというふうに思うのです。そうすると、その財政のノウハウを企画調整を通じながら全体にスピーディーに行き渡らせるということが重要であり、議会と、その一番最新の情報を持っているところだけで進んでいくというのはいかなものかなというふうな思いも、私自身思っているんです。というふうなことで、そして、その予算やそれだけでなく議会の仕組みや何かいろんなことが、あるいはまた国に対する意見書を上げたり何というさまざまなことも議会にはあるわけですから、そういう意味では「ああ」というふうな思いをしたというふうなことです。したがって、そういう心配が起きないように十分対処していただきたいというふうに思うのです。

という中で鶴岡の場合には、議会にかかわるものはすべて総務部の財政課に移して、議会の招集告示もそっちでやるというふうな形になっているんですね。したがって、議会だけ、定例議会だけでなく臨時議会なりさまざま出てきますけれども、もちろん臨時議会だって議会側で決めて議会から要求しても市長の方に出してから市長の方で20日以内に招集すればいいわけだからというふうなことで、これは別なんだというふうに言えばそれもそれで一つの理屈かもしれませんが、鶴岡市などそういうふうに移しながらも全体までそこでしていると。そういうふうなことも研究し

ていただきながら、よりよい、市長が今言われたようなねらいがきちっと発揮されながら効果あるものになるように、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思いますし、先ほど申しあげました財政で一番最新の情報を持っているものが役所の中で全体化になるということがまた逆の意味で必要だと思しますので、その辺についても配慮していただきたいし、見解を聞かせていただきたいとします。

財政の関係については、国でする例えば福祉とか教育とかさまざまな制度のものはそれはその時点、その時点ですけれども、寒河江市が将来やらなければならないという課題、これについての財政見通しを立てるべきだというふうに言ったんです。

それで、5日も言ったんですけれども、議論になりましたけれども山西米沢線の関係。これが3年ごとの実施計画きりないものだから、寒河江市ではそういうふうな課題を持っているとしても出てこないわけですね。ただ、この前も議場で明らかになったのは、市でなくて県にお願いするという部分があったから、そこは方向転換したというふうなことでありますけれども、同時に落衣島線だってみずき団地のところから高屋までですね、これだけ南部地区の人は向こうの方にスーパーや何かもなくなったと。したがって、こっちの方まで買い物も来なくてならないだけけれども、歩道も何もなくて非常に危ないというふうなこと。こういう都市計画道路、こういうふうなものだ、やはり何年までに終わらすのかという年次計画をやはり持つべきだというふうに思うのです。そういうふうなものをすることによって、寒河江市が今からここ10年の間にしなければならない課題がこれだけあるんだ、そうしたときにお祭りや公園だけで本当に大丈夫なのかという全体的な財政のやりくりをした上で事業選択をしていくということが、そこで初めて起きてくるんだというふうに私は思うのです。したがって、そういうことで、お願いをしていますのでぜひお願いをしたい。

そして、振興計画の見直しもされるわけでありますから、そうしたときに寒河江市がやらなくてはならない事業の数値目標を10年間なら10年間、これからまた残された5年間なら5年間の中でも数値目標を決めること、示すことによって、逆に今度それからぶってきて何年には何をしなくてはならない。その金はどうするかというふうになるんだと思います。そうでないと、1問目で申しあげましたように財政状況からしてスクラップ・アンド・ビルドでやらなくてはならないだけどもスクラップの必要性が見えてこない、そしてそれが送り、後送りになって後々には大変な財政負担が伴うと、こういうことの繰り返しがこれまでの日本のそれぞれの自治体がされてきているので、ここをやはり一度反省をしながらやっていただきたいという思いなんです。したがって、この辺についても数値目標というふうなことなどについてもお聞かせいただきたいとします。

それから、平和問題でありますけれども、最初はやはり寒河江市のように平和都市宣言したところが、日本の組織としては日本非核宣言自治体協議会というのがあるんですね。これが国内での自治体間の反核の、核兵器廃絶の運動をしていた。そして平和市長会議は日本以外、外国での都市の運動としてやっていたというふうなことなんですね。それが今度、国内の日本非核宣言自治体協議会というのが会費があるんですね。平和市長会議の方は会費がなくてもいいという状況などもあり、ずうっとなっているというふうなこともありますので、そこら辺も検討いただきたい。

そういうふうな中であともう一つ、そちらの方から広島長崎議定書、向こう10年間、国連の軍縮の、反核の核兵器廃絶の重要な運動期間に入っていくわけでありますけれども、その2020年までのスケジュールを、行動をつくった広島長崎議定書、これの賛同の呼びかけがもうなされていると

いうふうに思うのです。山形県内では3月5日の段階で県内で22市町村が入っていますね。寒河江でこの議定書に対して市長は賛同はやはり、非常にいいことだから、ましてや寒河江で、先ほど申しあげましたような非核宣言都市をやっているわけです。その内容からしても全く一致するものだというふうに思いますので、このことについての市長の考えなどをお聞かせいただいで2問にいたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 多岐にわたりますので、簡潔にお答えをしたいと思います。

まず、補助制度（「すみません」の声あり）について、合併浄化槽の補助について端的に言えば、要望があった場合さらに追加で補正をしていくのかというような御質問かと思えますけれども、これについては状況を見ながら、実際どのくらい需要が出てくるのかということ踏まえながらその時点で対応していきたいというふうに思っております。

それから、住宅建築推進事業の補助の内容につきましては、後ほど担当課長の方から説明させていただきたいというふうに思います。

それから、要綱、要領についてでありますけれども、これについてはやはり他の自治体の公開のやり方などいろいろ研究をしていきたいというふうに思います。御指摘のように余り経費がかからずに目的が達成されるのであれば、そちらの方がいいかなというふうにも思いますし、多治見市を初めいろんな自治体の例なども参考にしながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、大規模な事業についてははっきり申しあげますとこういう懸案の事業、これから整備していかなければならない大規模な事業というのは、ある程度近い将来の間までの予定される事業については列挙ができるのだというふうに思います。思いますが、問題はそれをどういうふうにして財源手当てをして整備をしていくかという計画がなかなか立てられない。要するに財源の保障が確保できないというのが、財政計画がなかなか立てられずに見通しとしてしか提示をできないというのが現状であります。先ほど来申しあげているとおり、財源的な国の制度なりが不安定でありますし、税収もなかなか見通しが立たないという状況の中で、さまざまな大規模な事業をいつ何年度にどの程度していくのかというのがなかなか難しいというわけであります。そういった意味で3年ぐらいのスパンであれば見通せるのかなということで、アクションプランなり実施計画の中で計画見通しを立てているわけでありまして、振興計画においては少なくとも5年、今回見直す振興計画におきましては5年の期間の見直しになるわけでありまして、当然のことながら、実施すべき大規模な事業計画と同時にそれを裏打ちする財源的な見通しというものを踏まえた上で計画に反映させていくということになるかと思っておりますので、そこら辺は十分に議論を進めていく過程の中で皆さんの方にもお示しをできるのではないかとこのように思っているところであります。

それから、平和市長会議等については大変重要な課題でありますし、我々としても過去の経緯なども踏まえて市としては適切に対応していかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

高橋勝文議長 建設課長。

犬飼一好建設課長 それでは、寒河江市の住宅建築推進事業の補助金の補助の金額について御説明申しあげたいと思います。

2点ほどございまして、一つは木造住宅の新築ということでございまして、30万円以内ということと考えてございまして、ただし、600万円以上の工事費というふうなことで今回検討しているところでございまして。

そのほか住宅の増改築、リフォーム関係等でございますけれども、車庫、物置等につきましても対象というふうな形を考えておりまして、20万円以上の工事費ということでございまして、対象工事費の10%以内の額ということで考えてございまして。限度額がございまして、30万円以内と考えておりまして、これにつきましてはサッシの入れかえ、畳関係の、さらにはクロス関係の入れかえなどもすべて対象になるというふうなことで現在想定してございまして。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 大変ありがとうございました。私の2問目の質問の中で、落衣島線の関係の中で高屋道路と言った部分、訂正していただきたいと思います。みずき団地のところから高屋までの部分でしたので訂正させていただきますと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

高橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第2、議第36号を議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、議第36号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げたいと思います。

このたびの補正予算は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次交付限度額が示されたことに伴う事業費を計上するものでございます。その結果、2,500万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ157億5,417万5,000円とするものでございます。以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、第3款民生費は総合福祉保健センターの多目的ホール照明設備に係る総合福祉保健センター管理事業費430万円を追加するのが主なものでございます。

第8款土木費につきましては、市道舗装等に係る舗装整備事業費600万円を追加するのが主なものでございます。

第10款教育費については、市内小学校の施設整備に係る小学校管理事業費500万円を追加するのが主なものでございます。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金2,500万円を追加し、対応することといたしました。

第2表繰越明許費補正については、6事業の繰越明許費を変更するものでございます。

以上、補正予算の大要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第4、これより質疑に入ります。質疑に入ります。

議第36号に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表（その2）のとおりに付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議第36号

散 会 午後3時15分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。